

特集

**義務付け・枠付けの見直しと
条例制定権の拡大**

「寄稿1」義務付け・枠付けの見直し—その意義と展望—
地域主権戦略会議構成員、成蹊大学法科大学院教授 ● 小早川光郎

「寄稿2」条例制定が地域を変える

「義務付け・枠付けの見直し」と「条例制定権の拡大」
内閣府地域主権戦略室 参事官 ● 大村慎一

「寄稿3」多角的な視点を結集し

市民に必要とされる図書館を目指す
豊田市長 ● 太田稔彦

「寄稿4」地方分権改革と市営住宅の

制度改正に伴う条例整備
岡山市長 ● 高谷茂男

「とっておき! 美しい都市の景観」

「深野の棚田」松阪市(三重県)

第82回全国市長会議

「食から考える カ・ラ・ダイいきいきライフ(服部幸應 監修)」

野菜の甘み+豚肉のコクが溶け合うボリュームおかず インゲンとニンジンの豚肉巻き

市長座談会

ご当地キャラでまちおこし

座談会出席市長 ● 牧野勇司・土別市長/河田晃明・羽生市長
神原康正・西尾市長/中村征一・筑後市長
司会・コーディネーター ● 井上繁・常磐大学コミュニティ振興学部教授

動き

「世界の動き」アジア重視のプーチン露大統領 時事総研客員研究員 ● 金重 紘 36

「経済の動き」正しい情報で農業政策を 東京大学大学院教授、総合研究開発機構理事長 ● 伊藤元重 38

「自治の動き」出先機関丸ごと移管という賭け ジャーナリスト ● 松本克夫 40

「マイ・プライベート・タイム」新潟市長 ● 篠田 昭 48

「水と土の文化」に遊ぶ

「わが市を語る」湯沢市長 ● 齊藤光喜 52

◆大地の恵みを「まるごと」売り込む

◆読めない! 書けない! どこにある?

◆難読地名をまちおこしの原動力に

◆海と花と世界が響き合うまち 泉南

◆市民や観光客に癒やしと活力を与える

「食」創生都市」を目指して

「第62回」社会を明るくする運動、強調月間に寄せて

立ち直りを支える取組についての理解促進

就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の促進 松山保護観察所長 ● 橋本三千代

「歴史に見る リーダーと、それを支えた人々」

知将隆景の奇策—安国寺恵瓊(九)—

作家 ● 童門冬二

編集後記

「市政ギャラリー」都市の素顔

「柳川市」(福岡県)

「都市のリスクマネジメント」.....50

マスコミ対応⑤ 記者会見の場所・発表内容

市町村アカデミー客員教授 ● 大塚康男

「全国市長会の動き— Mayors' Action」.....64

「(東北復興応援企画) 美味しい!! 楽しい!! 美しい!!」.....68



市政ルポ.....42

大阪狭山市(大阪府)
行政と市民の課題共有で築く
「市民が起点」のまちづくり

大阪狭山市長 ● 吉田友好

表紙イラスト: 山本 陽
本文イラスト: 細田雅亮

第82回 全国市長会議

開会あいさつ



開会のあいさつをする森会長

来賓祝辞



内閣総理大臣祝辞
野田内閣総理大臣



総務副大臣祝辞
大島総務副大臣

表彰



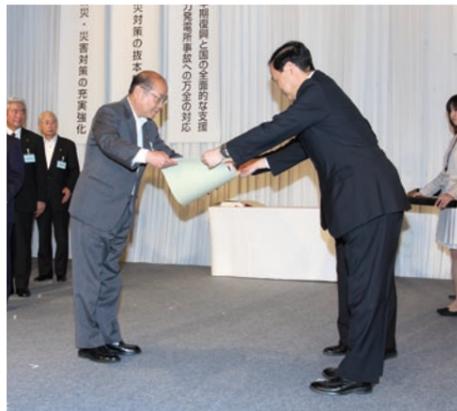
永年勤続功労市長の表彰を受けた方々



永年勤続功労市長を代表して表彰を受ける多田・江戸川区長



特別功労市長の表彰を受ける木下・入間市長



特別功労市長の表彰を受ける吉原・坂東市長



被表彰市長を代表してあいさつする
木下・入間市長



第82回全国市長会議（通常総会）を6月6日、ホテルニューオータニにおいて629名の市長の出席を得て開催した。

総会運営委員長の原・徳島市長の進行のもと、会長の森・長岡市長があいさつを行い、次いで野田内閣総理大臣、大島総務副大臣からそれぞれ祝辞をいただいた。

次に、永年勤続功労市長（12年勤続）21名、特別功労市長（20年勤続）4名が表彰され、被表彰者を代表して、木下・入間市長からあいさつがあった。

続いて、昨年の総会以降に新たに市制を施行した2市について紹介を行い、粟・野々市市長、吉田・長久手市長からそれぞれあいさつがあった。

その後、議事に入り、森会長が議長となり、会務報告の後、平成22年度決算報告および平成24年度予算承認が行われた。

次に、支部提出議案の取り扱いについては、第1分科会委員長の井出・真庭市長、第2分科会委員長の八並・行橋市長、第3分科会委員長の久保田・宇治市長、第4分科会委員長の本田・遠野市長から各分科会における審議の経過および結果について報告があり、いずれも報告のとおり決定した。

引き続き、決議案審議を行い、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」お

よび「東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策等に関する決議」（提案理由説明者／土田・東根市長）、「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」（同／菊谷・伊達市長）、「真の分権型社会の実現を求める決議」（同／五藤・三原市長）、「国の出先機関改革に関する決議」（同／神谷・安城市長）、「社会保障制度の充実強化に関する決議」（同／田上・長崎市長）の6件の決議を決定した。

続いて、役員改選を行い、正副会長候補者選考委員会座長の釘宮・大分市長の報告どおり、新たな副会長（任期1年）に、渡辺・岩見沢市長、井口・岩沼市長、東村・福井市長、須田・新座市長、鈴木・富土市長、橋本・城陽市長、石垣・新見市長、岡崎・高知市長、黒木・日向市長を選出した。

次いで、新副会長からそれぞれ就任あいさつがあり、また、旧役員を代表して清水・太田市長が退任のあいさつを述べた。

なお、会議の運営は総会運営委員会が当たり、運営委員長の原・徳島市長のほか、菊谷・伊達市長、奥山・仙台市長、山野・金沢市長、会田・守谷市長、鈴木・富士市長、中田・交野市長、松井・広島市長、釘宮・大分市長が運営委員を務めた。

決議案審議



「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」「東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策等に関する決議」の提案理由を説明する土田・東根市長



「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」の提案理由を説明する菊谷・伊達市長



「真の分権型社会の実現を求める決議」の提案理由を説明する五藤・三原市長



「国の出先機関改革に関する決議」の提案理由を説明する神谷・安城市長



「社会保障制度の充実強化に関する決議」の提案理由を説明する田上・長崎市長

役員改選



正副会長の選考経過および結果の報告を行う釘宮・大分市長



選出された新副会長



前役員を代表してあいさつをする清水・太田市長



総会運営委員

総会運営委員長として会議の進行に当たった原・徳島市長



新市紹介



栗・野々市市長



吉田・長久手市長

各支部提出議案審議経過および結果報告



第1分科会委員長の井出・真庭市長



第2分科会委員長の八並・行橋市長



第3分科会委員長の久保田・宇治市長



第4分科会委員長の本田・遠野市長



■ 選出された副会長のあいさつ



渡辺・岩見沢市長



井口・岩沼市長



東村・福井市長



鈴木・富士市長



橋本・城陽市長



石垣・新見市長



岡崎・高知市長



黒木・日向市長

ご当地キャラでまちおこし



なかむら せいいち
中村 征一
ちくご
筑後市長(福岡県)



さかきばら やすまさ
榊原 康正
にしお
西尾市長(愛知県)



かわた こうめい
河田 晃明
はにゅう
羽生市長(埼玉県)



まきの ゆうじ
牧野 勇司
しべつ
士別市長(北海道)

司会・コーディネーター

いのうえ しげる
井上 繁

常磐大学コミュニティ振興学部教授

近年、イベントやキャンペーン、名産品の紹介など、地域活性化を目的としたご当地キャラが注目を集めています。その地域ならではのマスコットキャラクターや戦隊ものに扮したご当地ヒーローなど、まちおこしやPRのツールとして幅広く活用されるようになっていきます。

今回の座談会では、新時代のPRの形として、シティセールス・プロモーションにご当地キャラを用いる牧野勇司・士別市長・河田晃明・羽生市長、榊原康正・西尾市長、中村征一・筑後市長にお集まりいただき、取り組みの経緯や、反響・効果、今後の展望などについてお話しいただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)



「ムジナもん」(左)「いがまんちゃん」(右) (羽生市)

的に活用しています。
河田 羽生市には長年、目玉となる観光名所も少なく、市をアピールする要素にも乏しいという地域課題を抱えていました。そこで、動き出したのが市の若手職員たち。市内外にアピールできるものをつくり、まちおこしにつなげようと、平成15年にイメージキャラクター「ムジナもん」をつくりました。市内に自生する食虫植物「ムジナモ」と、伝説の妖怪「むじな」にちなんでの命名。さらに、しっぽにムジナモの花、頭には市特産品のモロヘイヤの葉っぱをデザインするなど、羽生市らしさをふんだんに取り入れたキャラクターです。
 やがて、「ムジナもん」の仲間として、まんじゅうを赤飯で包んだ地域の郷土菓子「いがま



ご当地キャライベント「ゆるキャラ®さみつとin羽生」を開催 (羽生市)

んじゅう」からデザインした「いがまんちゃん」も制作。さらに一昨年には大幅に仲間を増やし、今では7キャラが市内外でPR活動に走り回る毎日です。平成22年からは、これらのキャラクターを内外に発信しようと、全国規模のご当地キャライベント「ゆるキャラ®さみつとin羽生」も市内で開催。2回目となった昨年は、来場者が13万5000人に及ぶなど、交流人口の拡大に大いに貢献しています。
榊原 西尾市の抹茶生産量は、市町村別で全国一。全国で約2割を占めるほどです。加えて、質や味もよく、品評会でも高い評価を得ています。しかし、その割には、認知度は上がらず、ブランド力の強化が課題になっていました。そのような中、平成18年に特許庁の地域団体



河田 晃明
 羽生市長 (埼玉県)

ご当地キャラの聖地として、最終的には羽生市に全国のキャラを集めた、常設のミュージアムをつくるのが夢です。

商標制度が創設されたことから、他地域との差別化を図ろうと、生産団体を中心に取り組みを開始。平成21年に抹茶としては全国で初めて、地域団体商標に登録されました。
 これを機に、さらに「西尾の抹茶」を全国に向けてPRしようと新たに制作したのが、西尾市観光協会のキャラクター「まーちゃ」でした。体

ご当地キャラをつくった背景と経緯

井上 現在、B級グルメと並んで、全国の自治体関係者から大いに注目を集めているのが、今回のテーマである「ご当地キャラ」です。
 「ゆるキャラ®」という言葉も流行したように、素朴でかわいらしいデザインが多くの人に受け入れられ、自治体関連のイベントなどでも大活躍。新しい形のプロモーションツールとし



キャラクターの認知度が上がるにつれて、士別市のまちづくりへの理解度も、より一層高まっています。

牧野 勇司
 士別市長 (北海道)



市民の公募で「さほっち」のガールフレンドは「メイちゃん」に決定 (士別市)

て定着してきました。
 本日は、ご当地キャラクターを開発し、広くまちづくりに活用する都市の市長にお集まりいただきました。それでは、まず、各都市でキャラクターをおつくりになった経緯から振り返っていただけますか。
牧野 士別市では昭和42・44年、サフォークという品種の綿羊を200頭、オーストラリアから輸入しました。以降アメリカ、イギリス、ニュージーランドなどからも輸入し、それらを繁殖させたのが、士別のサフォーク綿羊です。現在、約650頭が市内で飼養され、その食肉が販売・消費されているほか、「サフォークランド士別」として、サフォーク綿羊を生かしたまちづくりが、市を挙げて幅広く進められてい



札幌市で開催されたYOSAKOIソーラン祭りに参加 (士別市)

ます。
 その推進役となったのが、昭和57年に青年会議所の呼び掛けにより立ち上げられた「サフォーク研究会」でした。この研究会が中心となり、サフォーク綿羊を「まちの顔」に位置付け、地域活性化につなげようと長年にわたり運動を展開してきたのです。
 さらに「サフォークランド士別」のPRを推進しようと、平成22年には、黒い顔にモコモコの白い体を前面に出した、サフォーク特有の愛くるしいキャラクター「羊田黒助」(愛称「さほっち」)を、翌年には、新キャラクターとしてそのガールフレンド「羊野メイ」(愛称「メイちゃん」)を誕生させました。以来、市内外のPRイベントに数多く登場させるなど、まちおこしに積極



中村 征一
筑後市長(福岡県)

これからも、
観光やPRを中心に
キャラクターを活用して、
まちづくりに生かして
いきたいと思います

にも多数参加。市内だけでなく、大阪市などでも、筑後市の名前を売ろうとPR活動に頑張っています。さらに、今年度、「筑後市PRキャラクター使用規則」「筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し規則」などの規則を新たに制定しました。市へ申請すれば、「はね丸」のイラストデザインを印刷物や商品などに使用できるほ

は抹茶と同じ黄緑色で、顔は抹茶の茶碗の形。頭に茶せんを乗せ、首には茶葉のペンダントをかけた、親しみのあるキャラクターです。市内の大学生の協力を得ながら、地域の観光団体が中心となってつくりました。
中村 筑後市は、平成22年5月、大川市、大木町とともに、全国約60の自治体で構成される「第18回環境自治体会議」ちっご会議を開催しました。この時につくられたキャラクターが「はね丸」です(会場となった大川市、大木町でも、それぞれ作成)。会場で来場者のお出迎えにあたるなど、会議の運営に幅広く活躍しました。
モチーフとなったのが、筑後市の中心地、羽犬塚地区に約400年前から語り継がれている「羽犬伝説」。豊臣秀吉の九州征伐の時、羽が生



抹茶の里 西尾市をPRする「まーちゃ」(西尾市)

か、着ぐるみを各種イベントなどにも貸し出せる制度です。これにより、一層活躍の場が増えるのではないかと期待しています。
河田 羽生市でも既に同様の制度を整えています。キャラクター使用はこれまで90社、219件の申請がありました。着ぐるみの貸し出しも、企業の展示会なども含め、年間に1500回以上(平成22年度)の貸し出しがありました。
ほかにも、子どもから大人まで楽しめる「ムジナもん体操」や「ムジナもん音頭」、関連の絵本、紙芝居の制作、4コマまんがの募集、フレーム切手やキャラクターグッズの販売、キャラクターを生かしたご当地グルメの開発など幅広く活用しています。単なるPRだけでなく、市民の健康づくり、子どもたちへの教育、産業



小川福岡県知事(右)博多華丸・大吉(右から2、3番目)とともにPR活動をする「はね丸」(筑後市)

えた、敏捷な「羽犬」が存在したという伝説にちなみ、市民にも幅広く愛されているこの「羽犬」を、市のキャラクターとして採用しました。
その後、「はね丸」は九州新幹線筑後船小屋駅が平成23年3月に開業したこともあり、観光PRを中心に大活躍。今年度、新たに観光戦略の一環で誕生した「パネコ」「ポネコ」という双子の姉妹の羽犬キャラクターとともに、今後はさらに積極的に市の魅力を、内外に発信してもらいます。
幅広く活用されるご当地キャラ
井上 市の特産品のPRから、地域課題の解決など、生まれた背景や目的も、各キャラクターでそれぞれですね。それでは、現在、どのよ



抹茶のプロモーションにも参加(西尾市)



子どもたちにも大人気(筑後市)

振興など、さまざまな分野で大いに役割を果たしています。
牧野 土別市でも「さほっち」や「メイちゃん」は頻繁に活動しています。観光客が集まる牧場などでもPR活動を行うほか、札幌市で開催される「YOSAKOIソーラン祭り」など、市内外で開催される各種祭りにも、足しげく登場します。ほかにも、サフォークランド士別を冠にした市内のスポーツ大会や、観光プロモーション、1日警察署長など、活躍する機会はたくさんあります。
神原 西尾市の「まーちゃ」も、抹茶の里である西尾市のPRや、抹茶の消費促進活動に積極的に取り組んでいます。毎年秋に開催するPRイベントや特産展などにも数多く出演しています。現在も首都圏の物産展で活動しています。今後も東京や名古屋など、大都市での活動を積極的に進めていきたいですね。
中村 筑後市には、神社の中では珍しく恋命をまつる「恋木神社」があります。これにちなん

うにそれらのキャラクターを活用されているのか、詳しくお聞きしたいと思います。
中村 筑後市では、市内の祭りやイベントなどでPR活動を行っているほか、既に申し上げたように九州新幹線全線開業に関連したイベント

他地域に誇れる、
資源や魅力も発信しながら、
キャラクターを上手に活用し、
観光客を呼び込みたいですね。



神原 康正
西尾市長(愛知県)



井上 繁
(常磐大学コミュニティ振興学部教授)

で、市全体を「恋のくに」と称して、戦略的に観光振興を図ろうと計画を立てています。先ほど紹介した「パネコ」「ポネコ」は、恋に夢中なお年ごろという設定にしました。こうした物語性を生かした、キャラクターの活用も図っていききたいと考えています。

牧野 自由にキャラの設定や、物語の展開を考えることができるのが面白いですね。土別市でも、新しくつくった「メイちゃん」は「さほっち」のガールフレンドという位置付けですが、将来的には結婚させて、子どもをもうけたいとの青写真を持っています(笑)。

井上 少し横道にそれますが、各都市ではさまざまなイベントなどで、キャラクターの着ぐるみを積極的に展開されているようですね。しかし、中に入る方も大変でしょう。しぐさやポーズなどもかわいらしさを感じさせる重要な要素でしょうから、練習も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

河田 本市の場合、7キャラもありますから、職員だけでは人員の確保が困難です。そこで、市内外から、ボランティアを広く募集している

まえて、今後の展望をどう描いていらっしゃるのか、お話しください。

神原 西尾市は平成23年に、幡豆郡の一色町、吉良町、幡豆町を編入合併しました。この合併により、新西尾市は、抹茶のほかに、うなぎやカーネーションの生産量も全国一になりました。こうした、他地域に誇れる、新しい魅力も発信しながら、キャラクターを上手に活用し、観光客を呼び込みたいと考えています。

中村 筑後市では、4年ほど前から、職員からの提案で「接遇向上委員会」を立ち上げ、市職員の接遇の向上を目指し、マニュアルを作成しました。そのマニュアルに併せて制作したのが「もてなし君」というキャラクター。本市の特産である「ナシ」と、市民への「おもてなし」をかけたキャラクターですが、以来、そのぬいぐるみを各窓口に置いています。これが市民から大好評です。以前は、職員の対応について、いささか辛口だった市民からも、最近はお褒めの言葉をいただくことも増えてきました。接遇向上に向けた職員の努力はもろんでしょうが、キャラクターによる、イメージ効果も一役買っているのではないのでしょうか。キャラクターの可能性の大きさを物語る事例といえるでしょうね。これからも、観光やPRだけでなく、幅広くキャラクターを活用して、まちづくりに生かしていきたいと思っています。

牧野 今年は「サフォーク研究会」が設置されて30周年の節目の年です。これを記念に、キャラクターを前面に出した観光DVDの製作など、新しい取り組みも進めていきたいですね。加えて、羽生市や筑後市の取り組みを参考に、市民や企業に対し、キャラクターの使用や

のですが、現在、25人が活動してくれています。誰が中に入っても、同じような動きをしなれば、キャラクターとしての魅力は半減してしまいますから、しぐさや決めポーズ、ダンスの仕方なども研究しているところです。

市民の理解度が、成功のカギ

井上 では、次の質問に移りたいと思います。そのようなキャラクターを活用することに対し、市民はどのような反応を示しているのか。さらには、どのような効果が表れているのか。そうした反響や成果について、お話しいただきたいと思っています。

牧野 土別市のキャラクターの活用は、30年にわたって展開してきた、サフォークランド市別のまちづくりの延長線上にあります。ですから、市民の多くはPR活動の重要性を認識していますし、キャラクターにも愛着を持っていただいています。そもそも、これらのキャラクターの名前も、公募によって決められたのですよ。まさに市民との協働でうまれたキャラクターともいえるわけです。キャラクターの認知度、好感度が



着ぐるみの貸し出しを積極的に進めていければと思います。

河田 現在は、市の一般会計から予算を出した市の事業として実施していますが、これからは、新たに立ち上げる予定の「日本ご当地キャラクター協会埼玉支部」を拠点に、従来の市役所の部署では難しかった、利益の追求なども含めて、さらに積極的に活動を展開していきたいですね。ゆくゆくは独立採算で運営できるようにしていければと考えています。



同時に、ご当地キャラの聖地としての実績を高めたい。最終的には羽生市に全国のキャラを集めた、常設のミュージアムをつくるのが夢なんです。

井上 今や癒やし時代の時代ですから、ご当地キャラの、あの思わず頬が緩むような、何とも言えないかわいらしさが広く受けるのも、十分にうなずけます。今の世相にもうまく合致しているのでしょうか。

本日、お話を聞きまして、各都市ではそうしたキャラクターをうまく利用し、効果的にプロモーションにつなげられていることがよく分かりました。

上がるにつれて、土別市のまちづくりへの理解度も、より一層高まっていると思います。

河田 羽生市の場合、キャラクターの着ぐるみは、市民からの募金で製作しました。「ムジナもん」と「いがまんちゃん」をつくる際には、目標額の50万円をはるかに超えて約130万円が集まりましたし、残りの5体をつくる際にも、約300万円が寄せられました。市民の支持や理解度もとても高いわけです。

キャラクターの活用による最も大きな効果は経済効果ですね。当初はグッズをつくる際にも、観光協会からの補助金を必要としていましたが、売り上げが伸びた現在では逆に多額の利益が出ています。ゆるキャラ®さみっとにおいても、昨年はグッズも含めて2000万円の売り上げがありました。研究者の試算ですが、その経済効果は約25億円であったという話です。

神原 市民は普段からお茶を飲む機会が多いですから、皆さん、好意的に応援してくれています。さらに、観光客にも人気で、記念写真の撮影をお願いされるケースもあるようです。西尾市のイメージアップにも少なからず貢献していると思います。

中村 筑後市でも市民の間で、キャラクターの人気は高いです。思わず頬が緩んでしまうほど、かわいいキャラクターですから、癒やし効果もあるでしょう。また、今年、新たに市が建設した天然温泉施設「恋ぼたる」でも頻繁にPR活動を行っています。観光客からの人気も上々ですね。

可能性が広がる、今後のキャラ活用

井上 では、最後に、これまでの取り組みを踏

もちろん、予算を使って、PR活動を行っている以上、その効果をできる限り市内全体に波及させていかなければなりません。各都市ではそのことにも留意し、工夫を凝らしながら、多方面に取り組みを展開されました。そこにも成功のカギがありそうですね。

こうした取り組みを長年にわたって継続させるには、さらに民間の理解や協力を得ることも必要になるでしょう。より一層市民と力を合わせ、それぞれのご当地キャラをさらに大きくはぐくみ、地域の活性化につなげられることを願っています。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(平成24年6月6日、日本都市センター会館にて実施)

本コーナーは隔月掲載となります。今回は9月号に掲載予定です。



特集

義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大

国の法令等が地方自治体の自治事務を制限している「義務付け・枠付け」については、これまで2次にわたる地域主権改革一括法で見直しが進められてきました。

これに伴い、地方自治体では、子育て支援、地域活性化、公営住宅整備等の地域の特性に応じた特色ある条例が制定されるなど、一定の成果が出始めており、一層の取り組みが進められているところです（本格的な条例制定は平成24年度中に実施予定）。

今回の特集では、義務付け・枠付けの見直しの意義と効果を改めて検証するとともに、条例制定権の拡大に基づいて地域の実情を踏まえた独自の取り組みを行う都市事例をご紹介します。

寄稿 1

義務付け・枠付けの見直し —その意義と展望—

地域主権戦略会議構成員、成蹊大学法科大学院教授 小早川光郎

寄稿 2

条例制定が地域を変える 「義務付け・枠付けの見直し」と「条例制定権の拡大」

内閣府地域主権戦略室 参事官 大村慎一

寄稿 3

多角的な視点を結集し 市民に必要とされる図書館を目指す

豊田市長 太田稔彦

寄稿 4

地方分権改革と市営住宅の 制度改正に伴う条例整備

岡山市長 高谷茂男

義務付け・枠付けの見直し

—その意義と展望—

地域主権戦略会議構成員、成蹊大学法科大学院教授

こばやかわみつお
小早川光郎



義務付け・枠付けの見直しは 分権改革の根本課題

これまで、自治体の事務の処理に関しては、国の法令により、あれこれの義務付けや枠付けをするという形で、数多くの規律が加えられてきた。現在、それらの法令による規律の過剰な部分を撤廃・緩和し、また、国の法令に代えて自治体自身の条例で規律すべきものについてはそのように改めるとの方針のもとで、いわゆる義務付け・枠付けの見直しの作業が進められている。

今日までの地方分権Ⅱ地域主権改革の過程を振り返れば、このような国の法令の規律のあり方に問題があることは、早い段階から認識されていた。

いわゆる第一次分権改革は、自治体の機関が国の機関として国の各府省大臣の指揮監督（特に通達）のもとで国の事務を管理執行するといういわゆる機関委任事務の制度を廃止し、また、それ以外にも、自治体事務の新た

な区分（自治事務・法定受託事務）をふまえて、それらの事務の処理に対する国の府省の関与を大幅に縮減し、関与の一般ルールを法定化するなどの成果を挙げたが（地方分権一括法、1999年成立）、この第一次の改革作業を締めくくると2001年の地方分権推進委員会最終報告は、「国の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずに残っている」とし、将来に向けての課題であるとした（ただし、国の法令による規律のあり方についての一般的な指針として地方自治法2条11項・13項等の規定が置かれたことは、もちろん重要である）。これが、やがて、2006年末以降のいわゆる第二期地方分権改革において取り組まれるべき主要課題の一つに位置付けられることになる。

そもそも、自治体のみずからの事務としていかなる課題に取り組むべきか、また、事務の執行における案件処理をいかなる体制・方

実施され、今年の3月に第3次一括法案が国会に提出されている。

「3つの重点事項」に関する内容を概観すると、「施設・公物設置管理の基準」とは、公営住宅、保育所等の福祉施設、道路など、主として住民が利用する施設ないし公物の設置管理に関する基準のことで、これが自治体の条例で規律されることになったのは大きな成果である。また、第一次分権改革で行われた国の関与の縮減を、さらに一歩踏み込んだという意味で重要なのが、「協議、同意、許可・認可・承認」についての見直しである。これにより、国への協議などを義務付ける規定についても縮減が図られることになった。さらに、「計画等の策定及びその手続」は、従来、国から義務付けられていた、自治体による計画の策定、さらにはその手続などの規定であるが、これも大幅に縮減されることで、自治体のかねてからの負担は軽減されることになった。

これらの中で、特に触れておかなければならないのは「施設・公物設置管理の基準」についてである。従来から地域の実情に合っていないと指摘されていた国の基準による縛りを緩和する方向で見直しが図られることになったわけだが、これは基準そのものの撤廃を意味するものでないことは強調しておきたい。自治体が自ら施設を設置する場合であれ、民間が設置する施設について自治体が規制を加える場合であれ、行政の恣意的な運用を防ぐ

法で行うべきだが、国の法令で定められるというものは、人々の生活にとって重要な決定が人々の生活の場から遠いところで下されてしまうことを意味する。これは、「中央集権型行政システム」を変革し、「身の回りの課題に関する地域住民の自己決定権」を拡充するという目的・理念（1996年の地方分権推進委員会中間報告）をもってスタートした地方分権改革の、根本に関わる問題であり、それが第二期地方分権改革の主要課題となったのは、いわば当然のことであったと言える。

着実に進む見直し作業

自治体の事務の処理に対する義務付け・枠付けのあり方の問題に関しては、国の法令による規律が過剰になるのを将来にわたって抑制するための方策を考えることも重要であるが、さしあたっては、現行法令を洗い出し、現にある法令の規律をチェックすることが必要になる。それが、（新）地方分権改革推進委員会において開始された、国の法令による義務付け・枠付けの見直しの作業であった。この場合、そこには、義務付け・枠付けとは、「一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付け」、または「地方自治体の活動について組織・手続・判断基準等の枠付けを行う」という（同委員会の「中間的なとりまとめ」（別紙））。同委員会は、国の法令で自治事務を対象にそのような義務付け・枠付けをしているものとして特定された条項のうち約4000について見直しが必要であると判断し、そのことを第2次勧告（2008年12月）において示した。さらに、上記の約4000の条項のうち、（a）「施設・公物設置管理の基準」、（b）「協議、同意、許可・認可・承認」、（c）「計画等の策定及びその手続」の、「3つの重点事項」のいずれかに該当するものについて、具体的に講ずべき見直し措置を検討し、その結果を第3次勧告（2009年10月）において提示した。その間、2009年8月に政権交代が生じたが、交代後の政権が掲げる地域主権改革においても、上記の委員会勧告の実施はその主要な柱の一つとされ、そのための取り組みが続けられている。その成果としては、いわゆる地域主権改革に関する第1次一括法および第2次一括法が、それぞれ2011年の5月と8月に成立しており、上記の「3つの重点事項」に関する見直し（いわゆる第1次見直し・第2次見直し）の結果が、その内容として含まれる。これに加えて、引き続き第3次見直しも

意味でも、一定の基準が必要なことは言うまでもない。あくまでも、基準をなくしたり緩めたりすることではなく、基準の設定主体を国から地方に移すというのが、今回の見直しの趣旨である。具体的には、自治体が定める条例に委ねられることになったわけである。少々、細かいところに立ち入った話をする。と、これをいろいろな文書では「条例への委任」と表現しているが、「本来なら国が定めるべきものを地方に定めさせる」という意味での「委任」とは異なる。法律用語としてなじみがある「委任」に代わる表現が見当たらないために、この言葉が使われたのだが、国と地方の基本的な関係についての認識にも通じる問題でもあるので、ここは注意を喚起しておきたい。「委任」という表現にかかわらず、本来自治体を持つべき基準の決定権を現に手にしたのだということ、自治体の側は自覚すべきであろう。

国と地方の

「協働的基準定立システム」の構築

「施設・公物設置管理の基準」について、重要なものは、基準設定の主体が国から地方自治体に移ったとはいえ、国の関与がなくなったわけではないということだ。具体的には、国の法令で、自治体が条例で基準を定めるについてのメタ基準とも呼ぶべき、「参酌すべき基準」、「標準（とすべき基準）」または「従うべき基準」を、それぞれ一定の場合に定めるこ

とができる。最終的な基準設定の主体はあくまでも自治体であるが、事柄の性質に応じて合理的に考えながら、基準定立に関するあるべき役割分担の関係、いわば、国と地方の協働による基準定立のシステムが構築されていくことになる。

このことは、「施設・公物設置管理の基準」に限らず、広い視点で考えるべき問題でもある。地方分権Ⅱ地域主権の観点からすれば、国の役割は最小限に抑えるべきとの考えがある一方で、地方に自由を与えれば、適切な公共性判断の欠落した政策立案が進むのではないかと危惧がある。同時に、住民や民間事業者に対する自治体の力が強まり、権力の暴走ともいえるべき事態が生ずるおそれも、まったくないわけではない。それに対する一定のコントロールは必要である。しかし、そのようなコントロールのあり方に関しては、国の各府省がそれぞれの判断を一方的に押し付ける従来のやり方ではなく、自治体がいわば民主的な基盤に基づいて適正な政策決定を行うことが保障されるようなルールの確立が不可欠であろう。上述の、協働的基準定立のシステムについても同様である。これまでの経験を踏まえれば、このシステムの中でも、国の府省が自治体を抑えてイニシアティブを取ろうとすることに対しては大いに警戒が必要である。

自治体の公共的見地からの判断能力が重要

また、これに加えて、政策決定権を国から自治体に移すことで、財政負担回避的な判断に傾いた政策を採用する自治体が出てくるのではないかと懸念もあるが、公共的・政策的な判断において財政的な考慮だけがまかり通ることがあってはならないのは言うまでもない。自治体は、財政的な観点に特化せず公共的政策の見地からの判断を適切に行なう能力を身に付けていくことができるはずだし、それが、今回の義務付け・枠付け見直しの大前提である。片山前総務大臣も国会答弁でそのような趣旨のことを述べられたが、その通りだと思う。

義務付け・枠付けによる縛りが緩和されることで、必要な規制までも撤廃されるのではないかとのおそれもあろう。しかし、義務付け・枠付けの見直しは、国であれ自治体であれ、行政が民間事業者に対して行う規制についての、普通の意味での「規制緩和」とは区別すべきものである。むしろ、どんな行政介入・行政サービスが必要なのかを、地域特性も考慮しながら自治体が判断するようになるわけだから、場合によれば規制を強化する自治体が出てくることも当然考えられるだろう。そして、特に、施設・公物設置管理の基準などの、

自治体の事務処理に関する基準の問題に関して言えば、そもそも、これは国と自治体という行政主体相互間で政策決定権をどう配分するかという問題であるから、国がさまざまな規律を加えるのを、「規制」という言葉で表現すること自体、ふさわしくないということも付け加えておく。

おわりに

片山前総務大臣は、義務付け・枠付けの見直しに関しては施行後の検証が必要との考えも述べていた。恐らく政府が何らかの形で実施することを念頭に置いていたのであるが、仮に各府省が検証の主体になるとしたら、分権の動きに逆行しかねないので、政府全体として、適切な手法で検証することが求められる。だが、本当は、各地域、関係住民こそが、その役割を担うべきであろう。サービスを受ける利用者はもちろん、一般住民、民間事業者、NPO、有識者なども含めて、評価すべきは評価し、批判すべきは批判することが必要である。それは、既に述べた「身の回りの課題に関する地域住民の自己決定権」を拡充するという地方分権改革の理念ともつながる重要な視点であることを、最後に指摘しておきたい。

(本稿は小早川氏の談話を編集部でまとめました)

条例制定が地域を変える

「義務付け・枠付けの見直し」と「条例制定権の拡大」

内閣府地域主権戦略室 参事官

おむらしんいち 大村慎一



まだあまり世間の耳目を引いてはいませんが、今、わが国ではかつてない画期的な改革が、静かに、しかし着実に全国各地で広まりつつあります。国の自治体に対する「義務付け・枠付けの見直し」と「条例制定権の拡大」です。

背景は、昨年の通常国会で成立した「義務付け・枠付けの見直し」に関する第1次及び第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）です。この中で、自治体の自主性と自由度の拡大を図るため、これまで国が全国一律に定めてきた公営住宅や道路等の「施設・公物の設置管理基準」等を条例に委ねる「条例委任」が導入されています。この静かなる改革は、住民の目に見える身近な成果が期待できます。これは、時に国と地方の権限争いなどと誤解されることがある地方分権、地域主権改革と続く歴史の中で、わかりやすく画期的なことと言えます。今年度は、各市が地域の実情にあった基準を定める絶好の機会であり、また地方の地力が試されている年でもあります。

「義務付け・枠付けの見直し」の取り組み

「義務付け・枠付けの見直し」は、いわゆる「第1次地方分権改革」の残された課題です。これは、国が法令により地方に仕事を義務付けしたり、仕事のやり方や体制について枠付けすることを見直すものです。それによって自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に合った行政サービスへと、自治体の責任で変えていこうとする改革です。平成13年6月の「地方分権推進委員会最終報告」では、「未完了の分権改革」をさらに完成に近づけるための改革課題の一つとしてあげられています。

平成19年に発足した「地方分権改革推進委員会」に端を発し、現在に連なる「第2期地方分権改革」では、この「義務付け・枠付けの見直し」が主要な課題となっています。そして平成20年12月の同委員会「第2次勧告」及び平成21年10月の「第3次勧告」を踏まえて、同年「地方分権改革推進計画」が、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」がそれぞれ閣議決定されました。こ

れらの閣議決定に基づく第1次一括法は昨年4月28日、第2次一括法は8月26日にそれぞれ成立していますが、見直しの中でも、自治体の条例や体制整備が必要なものは、今年4月1日に施行されています。そして委任された条例については、経過規定により、全国の自治体は来年3月31日までに施行することとされています。

(1) 各自治体が制定・施行する必要がある条例数 全国の自治体は、計29法律1000条項において条例委任されています。(別表図1・図2参照) その数は権限配分に応じて、都道府県、指定都市から一般市町村までそれぞれ異なっており、施設・公物の有無でも異なります。条例の本数についても手法により異なりますが、指定都市で20〜30本前後、一般市町村でも10本前後の条例制定が必要になると考えられます。

(2) 自治体の条例制定の取り組み状況 条例の4月時点の制定状況については、全国1789都道府県・市区町村のうち1本以上の条例を制定した団体が1641団体(91.7%)とおおむね全国で取り組みが開始されています。しかし例えば道路構造の技術的基準に関

図2 義務付け・枠付けの見直し(2次): 条例委任のある法律・条項数・委任先一覧

府省名	法律名	条項数	県	市町村	県	指定都市	児童相談所設置市	中核市	保健所・特別区	特例市	市町村
警察庁	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1	○		1						
文部科学省(3法律)	社会教育法	1		○		1	1	1	1	1	1
	図書館法	1	○	○	1	1	1	1	1	1	1
	博物館法	1	○	○	1	1	1	1	1	1	1
厚生労働省(9法律)	児童福祉法	2	○	指・児相設置市	2	2	2				
	食品衛生法	2	○	保健所設置市・特別区	1	1	1	1	1		
	医療法	5	○	保健所設置市・特別区	5	1	1	1	1		
	生活保護法	1	○	指・中	1	1	1	1			
	社会福祉法	1	○	指・中	1	1	1	1			
	水道法	3	○	○	3	3	3	3	3	3	3
	職業能力開発促進法	4	○	○	4	3	3	3	3	3	3
	介護保険法	6	○	○	3	19	19	19	3	3	3
	障害者自立支援法	2	○	指・中	2	7	7	7			
	道路法	3	○	○	3	3	3	3	3	3	3
	国土交通省(9法律)	都市公園法	2	○	○	2	2	2	2	2	2
駐車場法		1	○	○	1	1	1	1	1	1	1
下水道法		3	○	○	3	3	3	3	3	3	3
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律		2	○	○	2	2	2	2	2	2	2
マンションの建替えの円滑化等に関する法律		3	○	○	3	3	3	3	3	3	3
特定都市河川浸水被害対策法		2	○	指・中・特	2	2	2	2	2	2	2
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		2	○	○	2	2	2	2	2	2	2
環境省(2法律)	道路整備特別措置法	2	○	○	2	2	2	2	2	2	2
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1		○		1	1	1	1	1	1
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	2	○		2						
23法律		53条項		(条項数)	47	62	62	60	33	33	31
				(法律数)	21法律	22法律	22法律	21法律	17法律	16法律	15法律
【1次・2次見直しの合計】		【1次・2次見直しの合計】		(条項数)	89	83	83	77	46	46	44
29法律		100条項		(法律数)	26法律	26法律	26法律	26法律	20法律	19法律	18法律

※「介護保険法」に係る指定都市及び中核市については、権限移譲分(13条項)を含む。
 ※「障害者自立支援法」は、大綱では1条項だが、準用規定を加えて2条項とした。また、指定都市及び中核市については、権限移譲分(5条項)を含む。

図1 義務付け・枠付けの見直し(1次): 条例委任のある法律・条項数・委任先一覧

府省名	法律名	条項数(※)	県	市町村	県	指定都市	児童相談所設置市	中核市	保健所・特別区	特例市	市町村
総務省	地方公営企業法	2	○	○	2	2				2	2
文部科学省	へき地教育振興法	5	○		5						
厚生労働省(6法律)	児童福祉法	5	○	指・児相設置市・中	5	5	5	1			
	老人福祉法	1	○	指・中	1	1	1	1			
	職業能力開発促進法	2	○	○	2	1	1	1	1	1	1
	介護保険法	17	○	○	13	4	4	4	4	4	4
	障害者自立支援法	7	○	指・中	7	2	2	2			
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	2	○		2						
国土交通省(3法律)	公営住宅法	3	○	○	3	3	3	3	3	3	3
	道路法	2	○	○	2	2	2	2	2	2	2
	河川法	1		○		1	1	1	1	1	1
11法律	47条項	(条項数)	42	21	21	17	13	13	13	13	
			10法律	9法律	9法律	9法律	6法律	6法律	6法律	6法律	

(※)改正後の法律に基づく条項数
 表の見方: 左上から所管府省・条例委任のある法律名・同条項数・委任先が県か市町村か → 委任先ごとの委任された条項数
 :合計欄 1次見直し合計で11法律・47条項について条例委任。県は最大10法律42条項について条例を制定、指定都市は最大9法律21条項、...、一般市町村は最大6法律13条項について条例制定
 例: 厚生労働省の児童福祉法については、5条項で条例委任があり、県及び指定都市、児童相談所設置市、中核市に委任一県、指定都市、児相市には5条項、中核市には1条項で条例委任(指定都市:全20市、児童相談所設置市:全22市、中核市:全41市、保健所設置市:全91市・特別区、特例市:全40市)

先行団体の独自基準の制定事例

する条例は、該当する全国1789団体内、制定済が11団体(0.6%)にとどまるなど、全体としてはこれからです。

条例の提出時期については、年度後半での条例制定を見込む団体が多いようです。年度後半の場合、条例の住民への周知などの日程上はタイトな面もありますが、逆に今後の期間を使って、地域の実情を踏まえた基準となるよう十分検討することが可能です。各団体におかれては、先行する団体の事例も参考にしながら、1年間の経過措置を有効に活用し、積極的に取り組むことが期待されます。

条例を制定した1641団体の中で、国と異なる独自の基準を1つ以上設定したのは924団体(56.3%)です。独自基準が多いのは、公営住宅の入居基準(4月施行の1286団体内850団体、66.1%)、道路の構造の技術的基準(同11団体内5団体、45.5%)、保育所の設備・運営基準(同13団体内8団体、61.5%)等でした。以下、具体例で見えます。

(1)公営住宅

公営住宅法は、入居可能な同法上の収入基準額の上限を月額15・8万円(≒本来階層)とし、他方、特に居住の安定を図るべき者として、小学校入学前の児童がいる世帯等については上限を21・4万円(≒裁量階層)としています。今回の改革により、25・9万円を上限として、収入基準額、裁量階層の対象となる方の資格要件とも、条例で定めることができます。

(2)道路構造の技術的基準

道路構造の技術的基準は、これまで全国一律に道路構造令で決められていましたが、都道府県道、市町村道について、一部を除き基準を条例で定めることが可能となりました。

これを受け、香川県は、渋滞解消のため、これまで都市部の交差点のみで可能であった車線の幅員の縮小を郊外部についても可能とし、右折レーンを設けやすくなりました。また、同県は、歩道等の設置が困難な場合には、路肩の幅員について構造令上0.5m以上であるところ、1m以上とすることを明確化しました。一方、平地部の「県道」は、交通量が少なくても1車線とすることはできませんでしたが、兵庫県は、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合には、1車線(1.5車線

(3)保育所の面積基準 待機児童対策

保育所は、児童福祉法の省令により、全国一律に保育室の面積、保育士の配置等が決められてきました。今回、基準を条例に委任するに当たり、同省令を「従うべき基準」としましたが、都市部で待機児童が多い35団体については、平成26年度末までの特例として、省令を「標準」として扱います。「標準」の場合は、合理的な理由があれば地方独自の基準を定めることが可能です。そこで、東京都では、例えば乳児がハイハイする「ほふく室」について、国基準では1人当たり3.3㎡以上のところ、年度当初は国基準に準拠しつつ、年度途中で定員を超えて入所させる場合は2.5㎡まで緩和できることとしました。大阪府も「ほふく室」について、原則1人当たり5㎡以上と国基準よりも広い保育環境を規定した上で、待機児童が発生している区域のみ1.65㎡以上と、国基準の半分まで緩和できることとしました。一方、京都市は、国基準と同様の基準を条例で定めており、各団体の対応は多様です。基準設定を任せたら、一方的に緩和するだけになるといった見方もありましたが、事実は異なり、かなり慎重な工夫や配慮が施されています。

さらに、「従うべき基準」であっても、法令に反しない範囲で国の基準に対する上乗せ・横出しは可能です。京都市は、国を上回る保育士の配置基準を定め、佐賀県は、食育推進

多角的な視点を結集し 市民に必要な視点を結集し 市民に必要とされる図書館を目指す

豊田市長

おたとしひこ
太田稔彦



はじめに

愛知県の中央部に位置する豊田市は、人口42万2830人(平成24年4月1日現在)、面積918.47km²であり、トヨタ自動車(株)の本社や自動車部品メーカーが多く所在する「ものづくり」の都市である。製造品出荷額等は、10・6兆円(平成22年工業統計調査結果)で、平成14年から9年連続して全国第1位となっている。一方、市町村合併により県内面積の約6分の1に及ぶ広大な市域を有することとなり、豊かな自然にも恵まれた市である。また、平成21年には、環境モデル都市に選定され、人と環境と技術が融合する「ハイブリッド・シティとよた」をコンセプトに、次世代環境技術などを活用した「自立型の都市」に向けた新たな可能性にも挑戦している。

豊田市中央図書館の特徴

豊田市中央図書館は、平成10年に市街地再開発事業として、名鉄豊田市駅前に建設した

計画の策定や保育内容のインターネット上で公表義務などを保育所に課しました。東京都では保育所の医務室について必置の範囲を拡大し、山口県は緊急時の安全確保のための体制整備等を義務付けました。

(4)一般廃棄物処理施設技術管理者の資格等
一般廃棄物処理施設技術管理者の資格について、富士市は市長の指定する講習を修了した者を追加しました。水道技術管理者の資格や水道敷設工事監督者の資格についても、仙台市や珠洲市において、実務経験年数の独自基準を定めています。

(5)道路標識の視認性の向上等
これまで道路法で全国一律に定めていた案内標識等の寸法や文字の大きさについて、香川県は、標識板や文字の寸法を縮小して生活道路などに設置することとし、静岡県はローマ字の大きさを拡大してより見やすくしました。

(6)公民館運営審議会等の委員
公民館運営審議会委員の任命基準について、島田市は、地域の代表者を追加しました。図書館や博物館の運営審議会委員についても、豊田市や檀原市において、公募による市民等を追加する改正がなされました。

義務付け・枠付け見直しと 条例制定権拡大の意義・効果

以上のように、量的にはまだ少ないものの、先行団体の事例を見ても、条例制定権の拡大には多くの意義があると考えられます。

まず、基準を作る過程で、執行部内ではさまざまな検討・議論が行われます。また、基準設定についての責任を共有する議会においても、基準の適否をめぐって活発な審議となることが期待されます。基準を条例で制定すること自体に大きな意義があります。

その上で、地域特性に応じた特色ある条例の制定が行われるならば、事例で見えてきたように、地域課題の解決を図ることや、きめ細かなサービスを提供することも可能で、住民の目に見える身近な改革の効果となります。予算を効率的・効果的に使う術も広がります。さらに見逃せない効果として、職員の方針や法務力の向上があります。条例委任の拡大はまさにその中心の取り組みです。もし市の法務体制が脆弱である場合には、この機に体制整備や人材育成を図ったり、広域で連携する等の工夫も考えられます。

なお、法制執務面においては相当な作業を伴うと思われます。これを効率的に進める工夫は必要であり、後述するように政府としても可能な情報提供等に努めています。ただ、実務的な話になりますが、例えば「〇〇の基準は、△△政令で定める基準をもって、その基準とする」と、国の参酌基準である政省令をまったく書き出さずに引用したり、一切を規則に委任してしまうといった極端な条例形式は、今回の改革の趣旨に鑑みれば不適切との誹りは免れません。適切に条例に書き出して議論することは重要と考えられます。

今後に向けて

現在、地域主権戦略室では、さらなる義務付け・枠付けの見直しを進めるため、「第3次一括法案」を今国会に提出しています。また、「地方分権改革推進委員会」の第2次勧告で議論すべきとされた4076条項の残る条項等についても、地方からの提案を受けて見直しを図ることとしています。

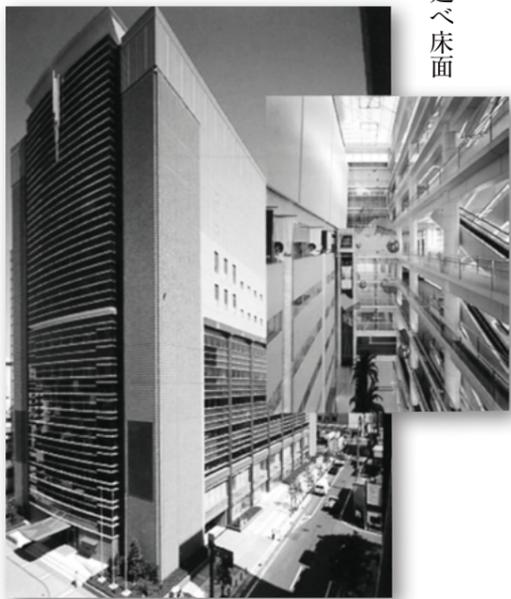
今後、地方からの要請を踏まえた一層の取り組みを政府内や国会で進めていくためにも、これまでの改革により地方に委ねられた条例委任の拡大等について、着実に実績を上げていくことは大きな意義があります。何より地方の実力の証明になります。まずは地域の実情に合う基準は何か、検討することが重要です。住民の声を直に反映する手法や、有識者等の意見を聞く手法もあります。結果として、独自の基準となる場合も、国の示す基準となる場合もあると思います。ただ、検討過程は重要です。その際、この見直しを機に、地域の実情に合った基準を作ろうというトップの意思、決意は大きな鍵となります。

地域主権戦略室では、先行団体の取り組み事例や、条例の条文の実例等、必要な情報をホームページで公表しています。政策面、法制度等さまざまな事例も参考に、是非、積極的に検討されることを期待いたします。各地の取り組みが、制度の在り方そのものを動かす原動力となっていきます。

複合施設「豊田参合館」の3F～7Fにオープンした。この「豊田参合館」の名称は、「人々が参加し合える場所」とさまざまな文化施設が集めた空間」という意味を持ち、コンサートホール、能楽堂、図書館の文化施設に加え、店舗やオフィスも参集し多彩な顔を持ちながら、トータルに文化を語り交流できる空間である。中央図書館は、都心をリードする文化発信拠点施設として中心市街地活性化の一翼も担っている。

平成24年4月現在、中央図書館の延べ床面積は、1万2567m²、蔵書冊数約107万冊、年間入館者約82万人である。コミュニティセンターなどの図書室を含めた貸出冊数は、約402万冊、市民1人当たりに換算すると9.5冊となり、これらは中核市で1位である。

中央図書館は、前述のとおり「クルマのまち」という市の産業構造を反映して、自動車に関する資料を重



豊田参合館(3F～7Fが図書館)

点的に収集している。現在の資料点数は、約5万2000点で、この分野では、日本最大の規模である。資料の収集範囲は、一般の市販書だけでなく、社史、修理書や新型車解説書、テクニカルレポートなどの灰色文献(非売品の図書・雑誌など)にも及ぶ。さらには、自動車・二輪車の販売カタログ(約1万冊)や自動車関連ポスターなどの独自のコレクション

ンの収集にも努めている。
その他にも、豊田市出身の本多兄弟（本多静雄氏・本多秋五氏）より寄贈された貴重な図書、雑誌など約8万5000点の一部を展示したコーナーや英文多読（英語を日本語に訳すことなく直接大意を把握していく読み方）コーナーがある。英文多読コーナーには、約

豊田市の図書館 基礎データ（平成23年度）

項目	中央館	ネットワーク館	こども図書室	総計
延べ床面積 (㎡)	12,567	3,324	354	16,245
入館者数 (人)	820,752	-	15,310	-
貸出冊数 (冊)	1,966,508	2,010,982	40,398	4,017,888
蔵書冊数 (冊)	1,070,794	573,827	23,130	1,667,751
登録者数 (人)	-	-	-	306,312
年間増加冊数 (冊)	25,766	2,568	547	28,881
購入図書冊数 (冊)	25,565	27,347	495	53,407
図書購入費 (円)	50,289,650	37,921,088	574,155	88,784,893
平均単価 (円)	1,967	1,387	1,160	1,662
総経費 (円)	-	-	-	524,794,178
人口 (H24.4.1)	-	-	-	422,830
職員数 (H24.4.1)	22	-	-	22

注：ネットワーク館とは、市内6カ所のコミュニティセンター、24カ所の交流館(公民館)図書室をいう。職員数は、館長を含めた正規職員の数である。

大きく改善され一定の成果を得た。さらに、第2次計画により読書活動を推進していく予定であるが、「本」への理解や思いは、われわれも市民公募委員のみなさんも同じである。しかし、市民の多様化したニーズに応えること、情報などを提供することや理解していただくことが、まだまだ不十分である。

これからも、公募による市民や図書館ボランティア代表者からの目線でのご意見をいただき、「きめ細やかな図書館サービスの提供」に努めていく。

図書館を支えるボランティア

豊田市中央図書館は、公募による市民や図書館ボランティア代表者による協議会委員以外にも、読み聞かせ、ブックスタート、音訳、返本など約500名のボランティアが、図書館活動を支えている。

中でも、平成16年に読み聞かせボランティア「豊田お話グループ連絡会」、平成17年には製本ボランティア（傷んだ本を修理するなどの活動）「茅の会」が、文部科学大臣賞を受賞するなど活発に活動しご協力いただいている。今年も、さらに「自動車コーナー」「ティーンズコーナー」の運営サポーターを募集し、新たなサービス展開に努めていく予定である。

今後も、図書館の活動や事業に対して支援・協力していただけるボランティア、市民

3000冊のやさしい多読図書を揃えており、冊数では、日本有数であり年間約1万回を超える貸出がある。

また、図書資料を市内全域で活用できるように、中央図書館と30のコミュニティセンター・交流館図書室のすべてをネットワーク化し、「どこでも借りられ、どこでも返すことができる」図書館サービスを行っている。さらに、分館として「豊田市こども図書室」蔵書数約2万3000冊」を有することも大きな特徴である。

図書館協議会委員

(1)協議会委員の歴史
昭和56年に図書館協議会を設置し現在に至っているが、委員としては、「学校教育及び社会教育の関係者」として、小中学校の校長先生や社会教育委員、「学識経験者」として、市議会議員、大学の教授、市監査委員など、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として、幼稚園・保育園の代表者の方などに委嘱を行っている。協議会は、年間、数回開催し事業の計画・報告、予算・決算報告、図書館運営等全般について提言などをいただく機関として、重要な役割を果たしている。

(2)協議会委員についての独自基準
今回の地域主権改革一括法による義務付け・枠付けの見直しにより、地域の実情に応じて幅広い分野の者が図書館協議会の委員となることが促進されるよう法改正がされた。

これからの図書館の在り方と管理運営体制

豊田市中央図書館の使命(役割)は、次の5点と考えている。

- ①生涯学習の拠点施設として、子どもからお年寄りまで「知りたい」という要求に素早く確実に応える。
- ②人生のさまざまなライフステージにおいて、学習、ビジネス、趣味、娯楽など目的に応じて、利用できる「心の安らぐ空間を提供」する。
- ③市民の知識・文化・情報を後世に伝えるために資料を収集し保存する。
- ④市民の暮らし、仕事、まちづくりに役立つような資料・情報を提供する地域への情報発信の拠点となる。
- ⑤中心市街地をリードする公共施設として、利用者数の拡大に努めるとともに文化サービスなどを提供することにより都心のまちづくりに貢献する。

これらの使命に基づき、「読書活動」を推進することによる「人づくり」とこれからの図書館像を見据えた事業を展開しているところであるが、一方でインターネットや電子書籍に

言いかえれば、教育関係者だけではなく、多角的な視点から図書館活動への意見集約が可能となった。

本市においては、既に、平成15年度から市民公募委員、図書館のボランティア代表者を学識経験者として位置付け、10名の委員にて協議会を組織していたが、今回の法改正により、具体的に①公募による市民②図書館において市民活動を行う団体の代表者を明文化した。

実際に、市民公募委員やボランティア代表者からは、われわれが見過ごしてしまいその部分を利用者目線での確にご指摘をいただくことが多くあり、図書館のサービス向上(CS活動)に大きく貢献している。

一例として、中央図書館ホームページに貸出ベスト一覧のコーナーがあり、これに対して「1位からずらり同じ作品のシリーズになっている。豊田市の図書館として、この状況でいいのか」というような趣旨のご意見をいただいた。早速、貸出ベストコーナーについては、総合だけではなく、13種類のジャンル別に掲載するように変更した。しかし、指摘された本意は、豊田市の子どもたちにたくさん種類の本を読んでもほしいとの思いからのご意見でもあった。

本市では、本年4月に「子どもに夢を、本から未来へ」と題して第2次豊田市子ども読書活動推進計画を策定した。第1次計画において、本市の子どもを取り巻く読書環境は、

代表されるデジタルコンテンツの普及により活字離れが加速し、利用者数や貸出冊数が平成22年度から減少に転じたり、経済悪化に伴う歳入減による図書館予算の縮減が、本市としても重要な課題である。

サービス向上と経費削減は、反比例するところが多い。しかし、図書館の重要性・必要性は、高く、今、図書館に求められているものは、地域や個人が抱える諸課題解決の糸口が得られるような「課題解決型」サービスであると考える。少子・高齢化や子育て支援、安心・安全なまちづくりといった課題に対して、市民自ら考え、解決に向けて行動できる「自立した人間」を増やしていくことが、これからの図書館の重要な使命である。

本市の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち」とよた」の実現を目指す中で図書館の機能や役割は大きく、行政にとっては、計画決定等する際に必要な情報や資料など、判断材料を提供することができるとともに身近な地域の情報拠点施設であり、市民にとっては、生きがいと心のゆとりを求めて行う生涯学習を支援する施設である。

これからも、多くの方のご意見をいただきながら、的確に市民ニーズを把握し、市民に必要とされる図書館を目指していくことが、市としての重要な使命であり施策の一つであると強く認識している。

地方分権改革と市営住宅の制度改正に伴う条例整備

岡山市長 高谷茂男



はじめに

岡山市は、中四国の広域交通の結節点に位置し、都市の利便性と自然の豊かさを兼ね備えた人口約71万人、総面積789・92km²を有する都市である。平成21年4月には、全国で18番目の政令指定都市に移行し、中・長期的な都市づくりの指針である岡山市都市ビジョン「新・岡山市総合計画」において「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」という2つの都市像を掲げ、その実現に向けた取り組みを推進している。

さて、地方分権改革という言葉が使われて久しいが、わが国の地方自治は、憲法上の制度として厚く保障され、確立している。しかし、1993年6月の衆議院、参議院の両院での「地方分権推進決議」まで、中央集権的な構造に大きな変化は見られなかつ

たところである。その後、1999年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律（平成11年法律第87号）」いわゆる分権一括法の成立に伴って地方自治法が大幅に改正され、これが今日の地方分権改革に直接、かつ重要な影響を与えたとも言える。

独自基準の制度化に至る背景と経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）（以下「第1次一括法」という）の成果として、地方自治体の自律性を強化し、自由度を図るための「義務付け・枠付け」の見直しと条例制定権の拡大が実現した。

本稿では、第1次一括法の下での公営住宅法の改正（以下「法改正」という）に伴う岡山市営住宅条例（以下「条例」という）および

同条例施行規則の改正と岡山市営住宅等整備の基準に関する条例（以下「整備条例」という）の制定の経緯、そしてその独自性について、概略をご紹介し、併せて地方自治の重要性を申し述べたい。

公営住宅制度は、憲法第25条の趣旨にのっとり、居住にかかわるナショナル・ミニマムの達成を図るものとして、戦後の住宅難の中で公営住宅法の制定によって確立されたものであり、地方自治体が住宅の困窮する低所得者層向けの公営住宅を建設し、必要に応じて住宅を提供するものである。

現行法は、ナショナル・ミニマムの実現を目指すものでありながら、入居期間制度の定めがないことから、社会的公平性の観点からの問題を抱えており、実務面においても、

①少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加により、コミュニティの維持が著しく困難に

なってきたこと

②収入基準を超えた収入超過者は自主的に明け渡すのが原則であるが、努力義務にとどまっているため、明け渡しをせずそのまま居住している入居者が多く、これによって、住宅に困窮する低所得の入居待機者と入居者との均衡を欠く事態を生じていること

③市営住宅は、原則として、家族、高齢単身者が対象であるため、近年増加している生活に困窮する若年単身者が入居できないこと

④迷惑行為について、条例上の明確な定義が無く、ペット飼育や迷惑駐車、騒音などによる近隣トラブルが多く発生していること

⑤入居者募集時の地域や住戸毎の応募倍率（倍率0～50倍超）に非常に偏りが生じていること

⑥賃料の納付率と未回収賃料債権処理の問題など、さまざまな問題が顕在化している。

このような問題を解消するとともに、真の地方自治を実現するには、果敢な変革が必要不可欠との考えの下、法改正に伴う対応と併せて、上述した問題点への対策を講ずるため、独自の条例改正も行った。

主な内容とその狙い

まず、法改正への対応については、法改

正による同居親族要件の廃止に対して、本市では、住宅に困窮する低所得の家族世帯や高齢者世帯の需要と近年増加している生活に困窮する若年単身者との均衡を衡量し、より多様な入居を実現するため、同居親族要件の廃止ではなく、20歳以上59歳までの住宅に困窮する低所得の一般単身者の入居を緩和する改正を行った。

一方、収入基準については、本市の独自の基準を設けず、国の参酌基準に沿ったものとした。独自の基準を設けない理由としては、2009年に政令改正が施行されて間がない状況下で、入居収入基準を変更することは、申込者および入居者の無用の混乱を招くことになることや、市内には市営住宅と県営住宅が混在することから、周辺自治体と調整し、条例整備に関する価値観の共有、さらには、基準を算出するための基礎データの作成などの期間内での整備が困難であったことが挙げられる。

また、市営住宅の整備基準に関しては、基本的には国の参酌基準（技術的助言）を参考としつつ、地球温暖化対策をはじめとする今日的要請に因應するため、本市独自の基準を加えた整備条例として新規に制定した。すなわち、①ユニバーサルデザインの導入、②新エネルギー利用を行う措置、③エネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置などの基準を加えた。

さらに、独自の改正として、期限の定めがない入居契約は公営住宅法第1条の理念やナショナル・ミニマム、社会的公平性に照らして問題があることから、市営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して困窮から脱出するための「ファーストステップ」と位置付けることが、法の理念などになうものであるとの認識の下、2012年4月1日からの新規入居者および既存入居者から契約の地位を承継する者を対象に契約期間制度を導入した。

契約期間は、家族世帯および「特に居住の安定を図る必要がある世帯」については一律5年、一般単身者については一律3年とした。また、契約の更新については、条例違反者や賃料滞納者に対しては更新しないことを原則とし、更新時において収入基準を超える世帯についても更新しないことを条例に明記した。これによって特定の世帯による長期入居問題の解消や滞納率の低下と、限られた住宅のストックの有効活用を図られるものと期待しているところである。

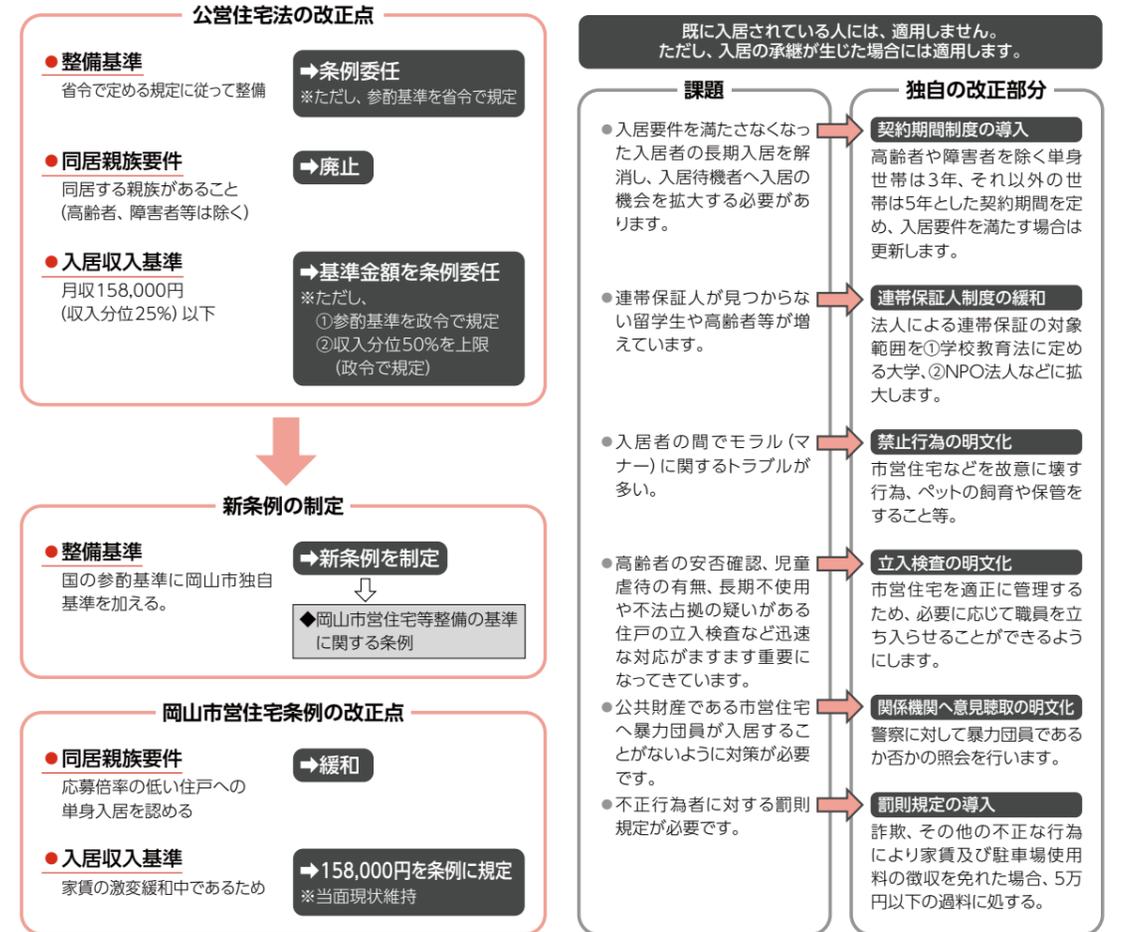
むすびに

今日は、「国と地方自治体の上下主従関係から対等、相互協力、補完する関係に転換し、重複行政の排除」という地方自治の大きな変革期にあること、換言すれば、憲法における地方自治の理念を実務において実現

岡山市営住宅条例改正の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴う公営住宅法の改正を踏まえるとともに、岡山市が抱える課題に対応できるように市営住宅条例を再構築し、住宅に困窮する低額

所得者に対する「ファーストステップ」としての市営住宅を的確に提供するとともに、公共財産の有効活用と公平・公正で、安全・安心な市民社会の実現を目指します。



を巡る時期にあることを、われわれ行政に携わる者は認識する必要があります。これを住宅行政に即して言えば、これまで創造力のない画一的かつマニュアル的な住宅行政運営の思考から脱却しなければ、十分に地域固有の課題に対応できず、中・長期的な展望に立った住宅政策にも自治体の力を発揮し得なくなる。

このような認識を踏まえ、本市は今回の一括法を好機と捉え、地域主権を最大限に生かした上、社会的情勢やニーズに応じた本市独自の市営住宅の基準を策定し、市営住宅を住宅に困窮する低所得者に対して、困窮から脱出するための「ファーストステップ」に明確に位置付けることで、新たな市営住宅政策の推進をはじめとする公共の福祉の増進に結実させたいと考えている。

以上、本市独自の市営住宅の基準策定の取り組みの概略を紹介したが、一括法の施行による地方の裁量を最大限に活用し、今後それぞれの自治体において最適な行政サービスの提供と個性豊かな地域づくりが進展することを確信するとともに、今夏に予定されている地域主権戦略大綱が真の地方自治の確立に資するものとなることを強く願うものである。

(大阪府)

行政と市民の課題共有で築く 「市民が起点」のまちづくり

「市民が協働を学び合う 「まちづくり大学」

「市長として私が考える、わが市の最大の自慢は、狭山池の存在と多彩な市民活動です」
今回の取材に当たり、実施させていただいた約1時間のインタビューの最後に、吉田友好・大阪狭山市長はごく自然な口調でそう明言した。大阪狭山市が世界文化遺産の登録をも目指す、日本最古(7世紀初頭に完成)の「ダム式ため池」である狭山池については、後に詳しく説明するとして……。これまで数多くの市長さんに「わが市の自慢」をうかがってきたが、「市民活動が最大の自慢」と答えられた方は珍しく、非常に強い印象を覚えた。
約30年間にわたる市職員の経験を経て、平成15年に市長就任した当時から10年目(3期目)の現在に至るまで、吉田市長が掲げ続けてきた最大のスローガンは常に「市民が起点

のまちづくり」だった。それは一言で表現すれば、ここ2〜3年よくいわれる「新しい公共」の概念を先取りした考え方だ。

吉田市長が現在、自信を持って「市民活動がわが市の自慢」といえるのは、市役所(行政)ととも、大阪狭山市の市民・NPO・任意団体・事業者などさまざまな立場の「民」の人々が、公共的なサービスの提供主体としての自覚(強い協働意識)を持ち、それにふさわしい自主的活動を始めているという強い手応えがあるからだ。

その傾向が顕著になり始めたきっかけは、平成19年度から開始した「まちづくり大学」にあるという。市長就任以来、「正直なところ、1期目は行財政改革に没頭して、自分が本来やりたいことは、何もできなかった」と吉田市長は振り返る。2期目ようやく実施できたのが、「市民が起点のまちづくり」を具体的に進めるための「土壌」としての「まちづくり大学」の設立(6月から年末まで毎週土曜日実

施。90分授業で平均25講座。現在8期目)だった。

まちづくり大学は「市民が起点のまちづくり」の担い手である市民を対象に、市が行っている事業の仕組みや市役所の現状をまず知ってもらい、市が現在抱えている課題を市民と行政が共有するための学びの場だ。もともとは生涯学習の出前講座制度の一環として、同様の趣旨で行っている事業を拡充し、市政に関するより

体系的かつ本格的な講座にリニューアルしたものと見える。

講師は基本的に市の現役課長が行う。まちづくり大学を管理運営するのは市民団体(NPO法人大阪狭山アクティブエイジング)。この団体が市民活動支援センターの主体となり、市からの補助事業として、まちづくり大学の運営もする。まちづくり大学を設置するに当たり、それまで市の嘱託職員等が市民活動のサポート業務を行っていた市民活動支援

センターの在り方をも改め、まちづくり活動を実践している有意の市民団体に、センターの事実上の指定管理および、まちづくり大学の管理運営も委ねたのだ。

これについて吉田市長は、「市民に協働のまちづくりの担い手になっていただくためには、その土壌づくりである『まちづくり大学』の管理運営も官主導でない方がいい。やはりすべて市民にやっていただくべきだと考えたからです」と明確だ。

「まちづくり大学」から 「まちづくり円卓会議」へ

市民団体と職員が協働で考える各期平均25回に及ぶ講座の内容は多彩だ。具体的には市民活動、行財政改革、財政、都市計画、市民自治、防災・防犯、議会、ごみ処理、福祉、子育て・教育、下水道、公園と道路などの各テーマだが、大阪狭山市の実際の行政の「現状と課題」を徹底的に教材化しているところが非常に特徴的だ。

自分たちが暮らすまちの行政について市民が深く学ぶスタイルではあるが、「それ以上に、講師としてそれを分かりやすく説明しな



市民の憩いの場であると同時に、貴重な生物相を残す自然の宝庫でもある、日本最古のダム式ため池・狭山池



毎年4月下旬に盛大に開催される「狭山池まつり」で繰り広げられる多彩なイベント



毎月1回、市民と府・市職員が自主的に大挙して参加する狭山池の清掃

(大阪府)



大勢の地域住民が集う南中円卓会議の交流サロン「カフェみらい」



人の市民が受講し、206人が修了証を手にした。面白いのは修了証を手にした「市民」の中に、市民として参加した何人かの市議会議員や市の若手職員も含まれることだ。議員にとっても若手職員にとっても、まちづくり大学は、吉田市長が実践する現在の大阪狭山市政について学び合うための格好の場になっていることが分かる。

れ、市民の意見やニーズが市役所内に浸透していくことにもなる。まちづくり大学は昨年末まで(1期)7期に計252

ければならない各グループの課長には、非常に大きな勉強になる」と吉田市長は言う。実際、講座の後には必要に応じて反省会が開かれ、役所内でしか通用しない用語を使ったり、分かりにくい説明を課長が行ったりすると、管理運営の市民からダメ出しされることもしばしばあるようだ。

まちづくり大学は身近な地域行政の課題をテーマに官民双方が切磋琢磨する場でもあるのだ。その場で得た知識や情報は受講した市民の間に浸透していき、自治会活動や団体活動を通じてさらに別の市民にも伝わる。講師役の課長からは一般職員にフィードバックさ

平成20年度から始まった中学校区単位の「まちづくり円卓会議」は、全国各地で行われている地域(地区)協議会と同様の位置付けにあるといえる。地域の人々がまちづくりの企画を考え、それが認められれば一定の予算(大阪狭山市の場合はソフト事業で上限500万円)を地域の人々が独自に運用することができるといえる。

地域協議会の活動を内閣府が近年打ち出した「新しい公共」の概念にのっとり、さまざまな立場の市民(自治会、NPO、各種任意団体等)や事業者などが参加するという意味合いで「円卓会議」の名称を使うようになった

自治体は現在急増しつつある。しかし、大阪狭山市は中でも早期に着手したことに加え、そのベースに「まちづくり大学」という実績のある意味は大きい。「まちづくり円卓会議を設置する際には、自治会や、任意団体、NPOなどへ声を掛け、まちづくり大学のOB・OGが組織する『まちづくり研究会』の方たちにも声を掛けました。まちづくり研究会の皆さんは地域の行政課題を熟知しており、市民が起点となった地域振興や活性化という考え方にかなり慣れておられるからです」(吉田市長)

まちづくり研究会には教育や福祉、環境など主に取り組むテーマ別に5つの分科会があり、まちづくり大学で学んだ基礎知識をベースに、多彩かつ自主的にまちづくり活動や勉強を行っている。昨年度から小学校で必須授業となった英語の時間の講師は、分科会の一つがNPO法人化した団体のメンバー(大学や中学校の元英語教師、国際線元CAなど)が担当するほど、その質も活動内容のレベルも高い。

活性化に活用していただきたい。それが『まちづくり円卓会議』設置の大きな目的です」(吉田市長)

まちづくり円卓会議の設置単位を小学校区(7校区)でなく中学校区(3校区)としたのは、大阪狭山市の比較的小さな市域(約12km²、人口約5万8000人)をさらに細分化し過ぎないためだ。中学校区だと1校区に自治会が平均20ほど含まれる。ここ40年来、ベッドタウンとして発展してきた大阪狭山市の市域は古くから地縁を持つ人々が主に暮らす地域と、外部から引っ越してきた人々が住宅街を次々形成していった地域が比較的画然と分けられるため、自治会の性格も構成住民の年齢構成も多様だ。小学校区で分けるとその違いが出過ぎ、さまざまな立場の市民を集める円卓会議の趣旨が損なわれかねない。そこに中学校区の意味がある。

官民の意識改革とともに進めた行財政改革

「まちづくり大学の実施などを通して、市民の市政への関心の高まりにある程度の手応えを感じていた」吉田市長だが、市民主導を最大の眼目とするなど、地域協議会の概念をさらに進めたまちづくり円卓会議を組織するに当たっては、当初、難航を予測したという。

しかし、平成20年度中にまず1つの中学校区(南中学校区)を設置した後、翌21年度中に

は2つ目の中学校区(第三中学校区)、22年度には3つ目の中学校区(狭山中学校区)にまちづくり円卓会議が設置されるなど、順調に推移している。現在では各中学校区でオリジナルの「円卓会議ニュース」が発行されるなど、非常に活発な活動が行われている。最初に誕生した南中学校区の広報紙「南中円卓会議ニュース」(年4回発行)の最新号を見ると、24年度の活動方針として「人と人とのふれあい」「安全安心のまちづくり」「住み良いまちづくり」への取り組みがクローズアップされ、24年度の事業予算の内訳(約360万円)、市担当者(各中学校区には市の担当職員が1人ずついる)との意見交換会の様子、自治会交流会の模様、各部会(防犯・防災、環境、福祉・青少年健全育成、地域コミュニティなど)の活動の模様のほか、地域のニュース、地域に立地する狭山ニュータウンの人口動態への考察記事など、実に多彩だ。地域の人々がまちづくり活動を楽しみながら

行い、さまざまな活発な市民同士の交流も活発なことがうかがわれる。また、まちづくり大学の受講生は圧倒的に高齢者と女性が多かったが、円卓会議には働き盛り世代の参加も少なくない。いろいろな意味で、まさに狙



近年まで使われていた取水塔と中世に改修された際に埋められた樋(狭山池博物館)



い通りの効果が表れつつあることが分かる。また吉田市長が就任1期目のほとんどを行財政改革に忙殺されたことは前述の通りだが、2期目の前半にまちづくり大学が始まり、後半に円卓会議が始まったのと軌を一にする

(大阪府)



1200本の桜が一齐に咲く狭山池の幻想的なライトアップ

また堤を築く際の工法は小枝を土の中に織り込んで積み上げる「敷葉工法」と呼ばれるもので、古代アジアではやった手法だという。狭山池よりも300年ほど前に築造された韓国・

自立と協働が「大阪狭山らしさ」の醸成過程で人間たちの担うパートだとしたら、地理環境的な意味で大阪狭山らしさをこれからさらに醸成していくと思われるのは、狭山池をはじめとする市内140カ所以上にのぼるため池がつくる水風景だ。とりわけ狭山池の高度な歴史・文化性に対する世界文化遺産登録運動の動きは注目だ。

「西除川をせき止めてつくった狭山池は、

日本書紀や古事記にも書かれた日本最古のダム式ため池です。昔から古いため池であることは知られていましたが、昭和63年〜平成14年まで行われた大改修の際に、出土した『樋』を年代測定したところ、一番古いものは西暦616年に切り出されていることが分かりました（吉田市長）

狭山池より古いため池はたくさんあるが、水を溜めるための堤を築き、堤の底や中間に取水するための「樋」を組み込み、洪水防止のための仕組み（洪水吐）まで備えたダム構造を持つため池は、狭山池が日本最古なのだ。狭山池は歴史的に幾度となく大改修が繰り返されてきたが、東大寺の建立や多彩な社会事業で知られる行基（668年〜749年）や、やはり東大寺を復興させた重源（1121年〜1206年）など、時の朝廷の信頼厚い土木技術に抜きん出た高僧もそれぞれ大改修にかかわるなど、畿内における農産物の安定供給および治水・かんがいの思想の下に生まれた狭山池は、その築造も維持も国家事業として行われてきた。



南海鉄道高野線の土手下に残るレンガづくりの地下排水溝（明治30年代構築）も狭山池活用の記憶の一つ

（取材・文 遠藤 隆）

金堤（キムジエ）市の碧骨堤（ピョッコルチエ）も敷葉工法のダム式ため池で、狭山池の世界文化遺産登録運動は、この韓国・金堤市の碧骨堤と共同で行われる予定だ。

「世界文化遺産登録を目指すにはまず日本の文化財指定を受けなければならない」（吉田市長）などハードルは高い。だが地域を挙げた国際的な運動を通じ、官民が新たな協働体験を重ねることはやはり貴重だ。そしてこの体験も「新たな大阪狭山らしさを創出」のための「よすが」となることは間違いないだろう。



狭山池の龍神を意匠化した人気のマスコットキャラクター「さやりん」

かのように、行財政改革の質もまた変わってきていることが、市長のお話からも分かる。

吉田市長が就任した平成15年4月の段階では、「14年度決算見込みは経常収支比率が99・2%、公債費比率が22・1%と財政の硬直化が進んでおり、財政調整基金を3億7000万円、公債費の償還に減債基金を4億500万円、それぞれ取り崩さざるを得ない状況」（吉田市長）だった。そのため、財政健全化フレームをまず策定し、自主財源の確保、受益者負担の適正化、施策の選択お

よび重点化により、経常収支比率の改善と財政調整基金などに依存しない財政構造に改善することを目標に、厳格な行財政改革に取り組んだ。

「職員の給与カットから、図書館や保育所などの民間委託の推進をはじめ、とにかく数値を落着かせる方策を矢継ぎ早に実施するとともに、細かい話ですが無料にしていた老人福祉センターの入浴代なども、受益者負担と公平性を保つ観点などから100円いただくことにしたり、考への及ぶ限りの取り組みを行いました」（吉田市長）

こうした努力の結果、平成16年度から早くも決算額において、財政調整基金などに依存せず黒字決算に転じ、現在まで維持している。そのようなプロセスを日々の業務の中で経験するとともに、まちづくり大学を立ち上げ、円卓会議を設置し、市民とともに行政課題を改めて学び合い、文字通りの協働による地域活性化を体験し続けることによって、職員と市民の相互理解が進みつつあることは、既に述べた通りだ。そして改めて振り返ってみると、「市民と職員が市の課題を共有し、市民が起点のまちづくりに協働の汗を流し合うことも含めて、官民の人材育成と同時に大阪狭山市の行財政改革は推移してきた」（吉田市長）ということがわれわれ



大阪狭山市ブランドの「大野ぶどう」「さくら染め」「狭山シフォン」



にも理解できる。

新たな大阪狭山らしさの源泉は協働と狭山池

吉田市長は平成23年4月にスタートした3期目のマニフェストにおける「今後4年間のまちづくりに対する考え方」の第1に、「大阪狭山らしさを創出する自立と協働のまち」を掲げている。市民が起点のまちづくりはもはや当たり前前の認識であり、市民にも職員にも「さらにその先」を求めていることが分かる。

「水と土の文化」に遊ぶ

新潟市長(新潟県) **篠田 昭**
Akira Shinoda



地域の明日をデザイン

市長になる前は30年ほど地元の新聞社に勤務し、取材記者や論説・編集委員をやっていました。新潟県内の各地で地域づくりに取り組む方の話を聞き、その夢を伝えたり、地域の明日を勝手にデザインしたりする仕事が好きでした。そんな時には努めて地域の歴史や伝統、風土について聞くことを心掛けていました。また、学芸部長を担当したときから、そこにもう一つ、文化の要素が加わりました。地域の明日を描くには、その地域の歴史や地形、文化に根ざした構想が重要との思いを記者時代に実感し、それを基に地域の未来をさまざまな記事にしたことは忘れられない思い出です。



新潟まつり〜日本最大級の民謡流し〜 今年は8月3日(金)に開催

記者時代の体験を活用

10年前、市長になると明日のデザインづくりはなかなか簡単ではありません。特に新潟市は平成になって3度の合併で81万都市となり、本州日本海側で初の政令指定都市に移行した都市です。千年以上の歴史を持つ港町と、日本一の美田地帯が一緒になったわけで、新・新潟市の特性をどこに見出すべきかの議論も異論百出の状態でした。

私には大合併の協議を引き継ぎ成就させる責任と、新・新潟市のアイデンティティー探しの役割を同時に担わねばならない状況でした。「しんどい仕事は根を詰めてやるより、楽しみながらやる方がいい」と開き直り、合併地域の歴史や地形、文化などを大いに学ぶことにしました。「せっかくなので勉強したものは本にしよう」と考え、大合併を前にした平成16年、「新潟力―歴史から浮かぶ政令市像―」という本をまとめ、結構多くの市民の皆さまからお読みいただきました。

次に挑戦したのが「新潟市観光文化検定」(通称ニイガタ検定)です。これは新潟市商工会議所さんが「新しく誕生した新潟市のことについて、市民に広く知ってもらおう」と手がけてくれた事業です。「小さいながらも広告塔に」との気持ちもあって、初年度の3級から受験しました。



前回の「水と土の芸術祭」でも作品が「(通称)バンブーハウス」として大人気だった王文志氏の「浴火鳳凰(よっかほうおう)」が先行公開中

ニイガタ検定は大きな話題を呼び、検定本がベストセラーになって、この年は約3000人が受験しました。2年目の2級までは1000の問いに選抜肢から答えればよいのですが、1級はすべて記述式で、なかなかの難関です。私も執務の間を見てはさまざまな歴史史料を読みあさり、間違いなく記述できるように漢字もあらためて確認しました。その甲斐あって合格率13%の中に潜り込むことができました。

知るとは愛するということ

ニイガタ検定を受験することで「知ることとは愛することの始まり」を実感しました。「新潟の良さや面白さをさらに多くの人に伝える観光ボランティアガイドを育

成したらどうか」とのアイデアが次に浮かびました。新潟市はお城など地域を象徴する建物がない上に、歴史も浅いと思っ

ている市民が当時は多かったのです。「新潟市にはガイドをするところなどない」と全否定する一部の声を押し切り、観光ボランティアガイド養成講座を平成18年から始めました。新潟のまちなかは江戸時代からの湊町の枠組みがそのまま残り、案内人がいると実は大変に面白い街なのです。

平成20年に観光ボランティアガイド養成講座で育った方々が「新潟シティガイド」を立ち上げ、いまでは58人のガイドさんにより、各地でまち歩きが行われています。

こんな取り組みを進めているうちに新潟市の特性が私なりに分かってきました。「新潟市の特徴的な数字を一つ挙げる」と言われれば、私は食料自給率だと思います。政令市では一桁が多い中で、新潟市の自給率は63%です。水田面積は鳥取県や高知県などを上回っています。

この豊穡の大地をはぐくんでくれたのは日本一の信濃川、それに次ぐ水量を持つ阿賀野川という2つの母なる大河です。「日本一大量、かつ多様な水と土から生まれた地域が新潟市だ」と、ようやく思い至りました。日本一の水と土が相手ですから、水との闘いも日本一過酷なもので、その疲れを癒やすためか市全域に爆発的



新潟市の食料自給率を支える豊穡の大地〜日本一の「信濃川」など多くの「水と土」の恵みが新潟を形作る

な祭りや踊り、素晴らしい民謡が伝わっていたのです。

芸術祭ガイドで自己満足

「新潟市にはほかのどこにもない、水と土の暮らし文化を持っている」このことを市民にもっと自覚してもらい、地域のアイデンティティーに育てたい―そんな気持ちを込めて平成21年に「水と土の芸術祭」を開きました。アートを市内全域に点在させ、それを訪ね歩くうちに素晴らしい水辺や集落に出会えるようにしました。市民にとっては新潟の「再発見」です。訪れた方には地域の伝統文化に触れてもらう「地域プロジェクト」にも力を入れました。

このとき、好評だったのがボランティアガイドが同乗するバスツアーでした。代表



前回の「水と土の芸術祭」でガイドを務めた筆者

的なアートを見て回れる上に、地域の歴史なども聞けるからです。私も数回ガイドを務めました。ニイガタ検定などで仕込んだ知識をひけらかす絶好の場となる上に、芸術祭のどこがうけて、どこに改善点があるかを知る良い機会にもなりました。また、お客さまからいただく拍手は温かく、充実感が味わえました。こんな形で記者感覚を忘れずに、歴史と文化の世界に遊びながら、市の活性化策にも活かさせていただいてきました。今年も12月下旬まで2回目の「水と土の芸術祭」を開催します。今年も何回かはガイドを務めるつもりです。ぜひ新潟の「水と土の文化」に触れてみてください。

第28回

マスコミ対応⑤ 記者会見の場所・発表内容

市町村アカデミー客員教授 大塚康男



会見場所を選ぶ際の留意点

所属部署で不祥事などが発生した場合に、所管部署の主導の下に記者会見を開くことになり、前回（H24年5月号）は「いつ記者会見を開くか」（時間的問題）という問題を述べましたが、今回は「どういう場所を選ぶか」（場所的問題）と「発表内容をどうするか」（内容的問題）の2点について記述します。

まず「どのような場所に会見場を設定するか」については、次のことに留意して決めていきます。

第1は、室内で行い、屋外は特別の場合を除いては避けるべきです。
第2は、なるべく広い会場を使うことです。しかし、自治体の記者会見の場合は、記者は10〜20人といったところだと思えますので、バスケットコートが3面も使えるようなところでは広過ぎます。会場はゆったりと余裕のあるスペースを確保するという趣旨です。狭いところに新聞記者をぎゅゅと集めるという

ことは避けるべきです。マスコミに限らず、人間誰しも狭い場所はストレスがたまりやす。その結果、必要以上に記者会見の雰囲気緊張し、緊迫感が高まることもあります。また、会場が広いということは、自治体側にとっても利点になります。狭い部屋に記者とカメラマンが押し寄せ、目の前に厳しい記者の目とカメラが迫っている状況は過度のプレッシャーになりますので、そのためにもゆったりとした会場を選ぶ必要があります。併せて、理事者席と記者席がフラットになるようにします。また入口が少なくとも2カ所あり、自治体側とマスコミの出入口は別に設定しておきます。そして一つは必ず理事者席の直近にドアがある部屋を選ばなくてはなりません。
第3点は、空調設備のある部屋で行うということ。特に真冬や真夏に空調設備がないことは深刻です。真夏に空調設備がない蒸し風呂状態での記者会見は、間違いなく記者をいらいらさせることにつながります。
第4は、会場に掲示されている文章、ス

ローガンなどは、カメラの絶好の対象になりますから、必ず、会場の下見を行うことを心掛けておきます。
第5は、記者のほかカメラマンやテレビ局などが入る場合は、事前に媒体別に場所をきちんと分けておくことが大切です。
第6は、会見する首長などの両脇は、司会者や記録係などの自治体スタッフで固め、特にカメラマンが回り込めないような工夫も必要となります。

基本に従って発表内容を書く

次に「記者会見での発表内容」という問題があります。
基本的なところは前記（H24年1月号）「記者会見の心得」で述べましたが、個別な問題を記述します。

①取材の申し入れがあったとき、あるいは記者会見に応じるときは「ポジション・ペーパー」を記者に手渡ししながら取材に応じることとなりますが、最初から質問を十分充たす

ような内容にすることはありません。必要最小限の内容で十分です。従って、A4 1枚ないし2枚に収まる程度のもので。それは、詳細部分は記者の質問に対する回答で説明することになるからです。

②次に、そのペーパーをいつ記者に配布するかですが、会見が終了した後に配布するよりも、会見前に記者にはかの資料と一緒に配布しても特段の問題はないものと考えます。それは、配布したペーパーを記者会見場で棒読みするわけではなく、あくまでもペーパーに沿って内容を説明しますが、基本はあくまでも自分の言葉で所要を説明することが大切になります。

③記者会見では、首長が真ん中に着席し、事件などの内容を説明するわけですが、当然、首長が発表内容を作るわけではありません。発表内容は事件などの事情を掌握した所管の職員が作成するわけです。その時点で事態に応じたものを臨機応変に考え、作成すればいいと思うかもしれませんが、短時間の中で作成することは難しいものです。

④そのためにも発表する項目の基本形を覚えておき、基本形に沿って事実を当てはめていけば短時間で作成できますし、整合性のとれた文章になります。あくまでも基本形ですから事件・事故によって内容を加筆、修正することになります。具体的には、

①「まず、どのようなものであれ最初は「何が起きたか」です。A小学校で子供の事故が起

きた、B中学校で食中毒が発生した、C地区でガス爆発が起きた、いずれにしても「何が起きたか」、これが報告の最初です。そして現在までに判明している事実を述べ、まだ判明していない事実は「〇〇は確認中です」と述べます。
②次に書かなければならないのは、「人命の損傷」についてです。その事件・事故によって死者やけが人がいたのか、という事実です。けが人が発生していないならば、「けが人はおりません」と発表します。
③番目は、「被害がどの程度なのか」ということです。地域性を含めて、被害の規模が広範囲なのか否かです。
④4番目は、「今後の被害の予測」です。これは事件・事故によって異なります。単発の事故ならば、今後の被害の予測は必要ありませんが、鳥インフルエンザや病原性大腸菌O157の問題などももし起きたとすれば、まさしくこの今後の被害の予測は市民やマスコミの関心となることです。人の生命、健康への被害、社会への影響に関する事項は最重要事項となります。
⑤番目は、「なぜ発生したか」ということです。その事件・事故がなぜ発生したかという原因などです。
⑥6番目は、それに対して「どのような対策を図ったか」です。現段階でどのような対策を図っているか、また今後の対応策などを述べます。

筆者プロフィール

大塚康男（おつかやすお）

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局次長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授（「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」）。その他、自治体学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に「実務住民訴訟」「自治体職員が知っておきたい危機管理術」「Q&A議会人のための危機管理」「自治体職員が知っておきたい債権管理術」などがある。

⑤そして7番目は、4番目とリンクしますが「終息の予測」です。その上で事故などの現場の見取り図やフローチャートによる説明を行うことにより、マスコミに対し、より正しく理解してもらおうこととなります。また、土砂崩れや水道管の破裂などの場合には、さらに、断面図や平面図において図解すればさらに記者の理解は深まるものとなります。
いずれにしても、このような基本形を知っていれば、全く白紙の状態でも発表内容を書くよりも、短時間に形の整ったものを速やかに書くことができます。また、部下の職員に作成を指示するときも、ただ何となく「うまく書けよ」というのではなく、これらの基本形に沿って、事実を当てはめて書くようにと言われればある程度書けるものです。危機に際しては具体的な指示が大事なのです。

わが

大地の恵みを「まるごと」売り込む

自然と伝統文化の融合

湯沢市は、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しています。県境付近の西栗駒一帯は、栗駒国定公園に属し、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。



7人の小町娘が和歌を朗読する「小町まつり」

基幹産業は農林業ですが、日本三銘うどんの一つと称される稲庭うどんや国指定の伝統工芸・川連漆器と仏壇、

東北の灘とも評されている日本酒など、地場産業も盛んです。

また、平安期の謎に包まれた才女であり、世界三大美女の一人といわれる「小野小町」は、湯沢市小野が生誕と終焉の地といわれ、その地域の人々により今も多くの遺跡や伝承が守り継がれています。江戸初期には院内銀山や松岡鉦山、白沢鉦山などが発見され、豊かな鉱物資源を産出していました。中でも、院内銀山は藩直営の銀山として繁栄し、最盛期の銀山の人口は、1万5000人ともいわれており、その銀山の繁栄は、本市の酒造りや商業など産業の発展の礎となりました。

合併後の将来像を「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち」とし、本市が持つ自然・伝統・文化・工芸品などの魅

力的な素材をさらに磨き、生かしていくとともに、市民と行政が一体となり、自主性や自立性を高めながら、将来像の実現に努めています。

足元の宝「地熱エネルギー」

本市は、国内でも特に有望な地熱資源の宝庫として注目されています。

これまで市が主体となり、温泉旅館への給湯や、野菜・花卉栽培、公共施設での消雪などに地熱資源を活用しているほか、国内で唯一、乳製品の製造加工に地熱を利用している企業もあり、地熱を生かした産業は地域に根ざしています。また、昭和40年代後半からは国や企業による地熱調査が行われ、平成6年に東北電力(株)「上の岱地熱発電所」が運転を開始し、管内への

クリーンな電力の供給と同時に、地域経済や産業などの発展に欠かせない施設となっています。現在も、市内では大規模地熱発電所の建設に向けた調査が行われており、本年10月には日本地熱学会が本市で開催されることが決まっています。

本市の地熱エネルギーが、国内のエネルギー供給問題や地球温暖化対策の一助となることを期待しています。

ジオパーク構想へ取り組み背景

本市は、平成17年の市町村合併後も人口減少が続いています。主な要因として少子化による自然減が挙げられるほか、現在の厳しい雇用情勢を背景とした学卒者などの若年層の人口流出も要因の一つとなっています。

減少する定住人口を交流人口の拡大により補完するため、合併後、観光の振興に力を入れてきました。

観光は、多様な産業と関連することから地域振興をけん引する産業といわれ、全国各地でさまざまな取り組みが行われています。観光は、地域経済の活性化に寄与するばかりでなく、活力ある魅力的なまちづくりや伝統・文化の保存育成を通じた地域の誇りの醸成にもつながると期待されています。

本市には豊かな自然や歴史文化、多彩な祭り、豊富な温泉資源、地力ある特産品など活用すべき魅力的な資源にあふれています。また、あまりにも身近な存在であるため、地域住民がその価値に気付いておらず、十分に活用できていないのが実情です。

そこで、本市が大いに力を入れているのが、本市の資源である地質遺産などを生かした、ジオパーク構想への取り組みです。現在の



岩から熱湯が勢いよく吹き出る「小安峡大噴湯」

美の郷ゆざわジオパーク構想

本市が抱えているこれらの諸問題を解決し、将来にわたって持続可能なまちとするために、世界ジオパーク認定に向けて、湯沢市ジオパーク推進協議会を設置。この組織を中心に、一丸となって、ジオパーク構想を策定するなど、取り組みを進めています。

本市の「ジオサイト(そのジオパークを特色付ける見所) 候補地」は、市の全域に広く点在しているため、「ジオパーク構想」の対象とするエリアを市全域とし、ジオパーク認定後の名称を「美の郷ゆざわジオパーク」としました。また、本市は、大地の恵みを産業に活用しながら、美しい自然や歴史、人物伝承などを現在まで引き継いできています。そこで、今後も、後世に、このすばらしい資源を引き継いでいくために、ジオパーク構想のテーマを「大地が創り育てた美の郷ゆざわ」としました。

美の郷ゆざわジオパーク構想の中では本地域の特徴として、①湯沢の豊かな湧水、②大地(ジオ)が生んだ湯沢の美酒、③三関の扇状地と水が育む美味・さくらんぼとセ

プロフィール

- ◆ 面積 790.72km²
- ◆ 人口 5万1140人
- ◆ 世帯数 1万8265世帯

〔将来都市像〕人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち
〔まちの特徴〕秋田県南の玄関口。県境付近は栗駒国定公園に属し、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群に恵まれている

〔市町村合併〕平成17年3月22日、湯



湯沢市長 齊藤光喜



沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村が対等合併。
〔特産品〕稲庭うどん、川連漆器、温泉、日本酒
〔観光〕泥湯温泉、川原毛地獄、小安峡温泉、大噴湯、秋の宮温泉郷
〔イベント〕小町まつり、七夕絵どうろまつり、愛宕神社祭典大行列、犬っこ祭り

※面積は国土院「全国都府県市区町村別面積調」、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

読めない! 書けない! 読めない! 書けない! どこにある? 難読地名をまちおこしの原動力に

日本一の植木のまち

匝瑳市は、千葉県の北東部に位置し、北部は緩やかな丘陵地帯、南部の田園地帯には水田や植木畑が広がり、海洋性の温暖な気候のもと、幅広く農業が営まれてい

日本最古の大学・飯高檀林

ます。特に植木は日本有数の栽培面積を誇ることから「日本有数の植木のまち」をセールスポイントにしています。また、千葉県が認定する卓越した植木技術者である「植木伝統樹芸士」の3分の2を輩出するとともに、千葉県植木銘木100選に認定されている銘木の半数を有するなど、植木産業の盛んな千葉県においても突出しており、特にマツやマキなどの造形技術にかけては「日本一」を自負するところであり、このような高い技術に裏打ちされるように、市内には手

千葉県を代表する祇園祭

もう一つの観光の目玉が、毎年8月4日、5日の2日間にわたって市の中心部で行われる「八重垣神社祇園祭」。毎年多くの人出でにぎわうこのお祭りには全国的にも珍しい特徴が3つあります。1つは、女神輿。祭の初日、女性だけのお神輿が十基繰り出し、中心市街地を練り歩きます。2つ目は、神輿の連合渡御。各町内自慢のお囃子と二十基を超える神輿が連なり、練り歩く姿は見どころ十分です。3つ目は、神輿と担ぎ手に浴びせられる大量の冷水。その圧巻の模様は多くの祭りファンを魅了すると同時に、真夏の祭典に衣服の清涼感をもたらします。もちろん神輿も水対策の施された特別仕様です。

平成22年の千葉県体の開会セレモニーにも千葉県の代表として出演しました。



悠久の歴史と文化の漂う「飯高檀林講堂」

難読地名の横網誕生

「匝瑳」の地名も日本一になりました。平成18年の匝瑳市誕生以来、「そうさ」は漢字でどう書くのか? 「匝瑳」は何と読むのか? そのようなお問い合わせを多数いただくようになり、「難読地名の横網格」との評価をいただくところとなったのです。

漢和辞典によると「匝」は、訓読みで「匝る」と読み、一巡りして帰るという意味があり、「瑳」は、訓

読みで「瑳やか」あるいは「瑳く」と読み、鮮やかで美しいという意味があります。このように素晴らしい「匝瑳」という地名を全国の皆さんに知っていただきたい、訪れていただきたいの思いから、「読めない 書けない どこにある」と言われる「匝瑳」の名を全国に発信すべく事業展開を行っています。

「ご当地づくし」まちおこし

その一つが「ご当地もの」によるまちおこしです。最近、日本各地でブームの「ご当地ヒーロー」「ご当地銘菓」「ご当地アイドル」。匝瑳市にはすべてそろっています。



「祭りの熱気も最高潮」八重垣神社祇園祭



「宍粟市のしーたん」と「ソーサマン」が夢のコラボ

マン」。市の若手職員の有志が運営しています。衣装からシナリオまですべて手作りで、スタッフも全員ボランティア。ちびっ子たちの憧れのヒーローとして、市内のイベントのステージショーで大活躍するかわら、都内や県内各地のイベントにも積極的に出向き、市のPR活動を行っています。

また、難読地名の西の横網格の兵庫県宍粟市で、本市の取り組みを参考にCMコンテストを計画したというお話がありましたので、早速6月に、「ソーサマン」が宍粟市のイベントに飛び入り参加してまいりました。横網同志頑張っていきたいと思います。

次は、「ご当地銘菓「そうさまん」」。市内6軒の菓子店のオリジナル饅

頭に「匝瑳市」の焼印を施し、「そうさまん」として販売を開始していただきました。このことは読売新聞1面の「編集手帳」で取り上げていただき、思わぬ形で全国デビューとなりました。棚から牡丹餅ならぬ、棚から「そうさまん」の心境でした。

イベントで活躍中の彼女たちもステージを重ねるごとにアイドルらしくなっているように感じています。これらの「ご当地もの」のどれもが「匝瑳市を盛り上げよう」「匝瑳の名を全国区に」という熱い気持ちの結晶であり、大きな期待を寄せているところです。

最後は、「ご当地アイドル」「S☆cute (エス・キュート)」。こちらは、市商工会青年部がサポートするキュートな女子小中学生5人組のアイドルグループです。市内の

プロフィール

- ◆ 面積 101.78 km²
- ◆ 人口 3万9,548人
- ◆ 世帯数 1万4,152世帯

〔将来都市像〕海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち匝瑳市
〔まちの特徴〕北部の緩やかな丘陵地には里山の自然が多く残り、南部の田園地帯には植木畑が広がるみどり豊かなまち。



匝瑳市長 太田安規



〔市町村合併〕平成18年1月23日、八日市場市と匝瑳郡野栄町が対等合併
〔特産品〕植木、赤ピーマン、そうさ若潮牛、ブランド米「匝瑳の舞」
〔観光〕飯高檀林跡、松山庭園美術館
〔イベント〕八重垣神社祇園祭、飯高檀林コンサート、植木まつり、チューリップ祭り、よかつべ祭り

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

海と花と世界が響き合うまち 泉南

はじめに

泉南市は、大阪府の南部に位置し、人口約6万5000人、総面積48・48km²、関西国際空港の一部を市域に有する臨空都市です。市域は、東西8・4km、南北10・5kmの広がりを見せ、和泉山脈に通じる山間部と前方の丘陵地、そして関西国際空港を臨む海岸部より成り立っています。

その歴史は古く、縄文・弥生時代までさかのぼり、白鳳から天平年間には寺院が建立されるなど文化的にも主要な位置にあったことがうかがえます。江戸時代は紋羽織の生産でも有名になり、大正・昭和時代には紡績業は地場産業として地域の発展を支えてきました。そして現在は、海岸部のりんくうタウンに多くの事業所が立地し、空港関連事業の

集積地として発展を続けています。

海に映えるウミガメ

本市の海岸部には、サザンビーチとマーブルビーチが広がります。海水浴場であるサザンビーチは、夏には多くの海水浴客でにぎわいますが、しばしば海水浴とは別のお客さまが訪れることがあります。大阪湾では珍しくウミガメが産卵のため訪れるのです。最近では、平成22年初夏の深夜、ウミガメが来浜、産卵したとの連絡があり、市は市民と協力して24時間体制で約2カ月間その卵を見守り続けました。そして9月、約90匹のウミガメの赤ちゃんが孵化し、全員が無事、海に戻れたことを確認いたしました。私は、ウミガメがこの地をふるさととして再び訪れることを願い、これからも市民と協力の

して砂浜の保全に取り組んでいきたいと考えています。

マーブルビーチは、大理石の小石が敷き詰められた純白の海岸であり、真夏日に訪れると、海岸一帯は海と空の青に映えてまぶしいほど真白く輝きます。また、そこから見える夕陽は、関空島と飛び立つ飛行機のシルエットを背景にして時間とともに姿を変え、自然が織りなす素晴らしい景色を堪能できることから「日本の夕陽百選」と「恋人の聖地」に認定されています。隣接している市の総合交流拠点施設「せんなんわくわく広場」のレストランでは、多くの家族や恋人たちが夕陽を眺めながらゆったりとしたぜいたくな時間を過ごしています。

花が彩るハナマチ

本市の山間部にある農業公園「泉



世界で2カ所目となる公式イングリッシュローズガーデン

さを堪能できる、イングリッシュローズのふるさととなることを心より期待しています。

また、地域の中央を貫く熊野街道は、江戸時代の参勤交代の際に紀州徳川藩が利用し、沿道には現在でも宿泊施設となった信達宿が所在するなど、当時の面影を強く残しています。その信達宿に植えられた一本の藤の苗木が30年の時を経て、毎年4月には4万を超え、花房を付けるほど見事に成長し、今では市民が主体となって「信達宿の藤まつり」を開催しています。幹周り1・5m、枝ぶりが27㎡にまで育った見事な藤は、「見上げれば麗し、見下ろせば雅」とうたわれ、藤まつりの期間中、小さな会場に

3万人もの来訪者が訪れるほどの季節イベントとなりました。最近では「熊野街道花あかり」と称して会場までの順路にランタンを設置するなど、ゆっくりではあります。熊野街道全体のにぎわいづくりにへと展開しています。

世界へ通じるソラマチ

関西国際空港は、今年7月1日に大阪国際(伊丹)空港と経営統合し、これからは新たな経営体制の下で、国際拠点空港としての再生、強化を目指し、国際競争力の強化とともにLCC拠点および国際貨物ハブ拠点としての機能強化など積極的な取り組みが進められます。本市は、国際空港を有する市として、空港を単なるインフラではなく地域の資源、ひいては観光のハイライトとして活用を検討するなど、関西国際空港や近隣市町と協働して空港を生かしたまちづくりを進めていきます。

一方で、海上空港という特性に起因するリスク、特に地震による津波やテロなどによる空港の孤立を防ぐため、空港への第2アクセスとなる「南ルート」実現構想を掲げています。現在、関西国際空港

泉南市長 向井通彦

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

プロフィール

- ◆ 面積 48・48km²
- ◆ 人口 6万4979人
- ◆ 世帯数 2万5248世帯

〔将来都市像〕水・緑・夢あふれる生活創造都市

〔まちの特徴〕恵み豊かで「茅渟の海」と呼ばれる大阪湾、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている緑豊かな和泉山脈、そして世界への玄関口である関西国際空港を有する臨空都市

〔特産品〕たまねぎ、さといも、ぶき、

結びとこ

泉南市は、海や山という恵まれた自然環境を享受し、先人から豊かな歴史文化を継承しつつ、関西国際空港を有する臨空都市として、現在までその歩みを進めてきました。私は、先人たちが今日まで歩んできた軌跡をたどり、次世代を担う子どもたちへ資産として引継ぎ、未来へ紡いでいきたいと思っています。

水なす、あなご、泉だこ、花き、軍手

〔観光〕林昌寺庭園、岡中の大樟、史跡海会寺跡、長慶寺、金熊寺の梅林、りんくうタウン、せんなんわくわく広場、泉南市農業公園花咲きファーム、サザンビーチ、マーブルビーチ、関西国際空港

〔イベント〕信達宿の藤まつり、林昌寺大護摩供、ABCまつり、やぐらパレード



日本の国際拠点「関西国際空港」

市民や観光客に癒やしと活力を与える 「食」創生都市」を目指して

はじめに

宮崎県のほぼ中央部に位置する西都市は、宮崎市街地から車で約30分、宮崎空港から約40分のところにある歴史ロマンあふれるまちです。野球やサッカーをはじめとした多くのプロ・アマチュアチームのスポーツキャンプ地としても知



西都古墳まつり(炎の祭典)

られており、現在はプロの自転車チームを誘致した自転車レース事業の計画も進めています。

また、温暖な気候と豊かな大地で生産される農畜産物は、全国でも高く評価されており、日本屈指の食料供給基地として安全・安心な農産物を全国に出荷しています。代表的な農産物はピーマンやスイートコーン、ニラなどの施設野菜ですが、近年は「太陽のたまご」のブランド名で知られるマンゴーの生産が盛んになり、本市を代表する農産物となっています。そのほか、山間部で生産され、九州一の生産量を誇るユズやその加工品、良質な水と甘藷を原料につくられる焼酎もお土産品として知られています。

元気な日本のふるさと、西都

平成23年3月に策定した「第4次

西都市総合計画」では、本市が市民と協働して進める西都づくりの目標を「元気な日本のふるさと、西都」未来へと勇躍する「食」創生都市を目指して」と定め、豊かな大地の恵みである安全でおいしい農畜産物や食品、料理など、西都市が持つ資源である「食」を通じて雇用の創出や地域の活性化を図り、市民や訪れる人々に癒やしと活力を与える「食」創生都市」を目指しています。

その中心戦略として位置付けている「食創生戦略」では、地域ぐるみで農村環境の保全、環境と調和した農畜産物の生産基盤・技術の研究などで「食」の基本となる農林業の振興を進め、そこで生産された安全・安心な農畜産物の販路拡大や加工する企業の誘致を図りながら、本市で生み出された「農」に

よる健康づくり、生きがいづくり、おもてなしを通じた観光交流に活用するなど、「食」の連携を展開しています。

また、「食」に関する産業を有機的に連携させた6次産業化を図りながら、新たな産業や雇用の創出を推進し、大地の恵みである「食」の力を戦略的に発揮できるまちづくりを進めています。

「記・紀」編さん1300年

宮崎県は、「古事記」「日本書紀」に記されたわが国発祥にまつわる日向神話の舞台であり、神話や伝統文化、史跡などが数多く残されています。本年は古事記編さん1300年、また、平成32年には日本書紀編さん1300年という歴史的に大きな節目に当たります。また、市街地西方約1kmの台地に広がる国指定特別史跡「西都原古墳群」は日向神話に出てくるニギノミコト、コノハナサクヤヒメの御陵であると伝えられる古墳をはじめ

大小311基もの古墳が点在しています。当地は、春は約2000本の桜と約30万本の菜の花が共演し、夏には口蹄疫の復興シンボルである約200万本のヒマワリ、秋には約300万本のコスモスが咲き誇り、年間約100万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光地です。また、市街地から都萬神社を経て西都原古墳群に向かう経路には、現在「記・紀」の道が整備されており、神話の世界を堪能できます。

伊東満所(マンシヨ)

没後400年記念事業

本年は、天正遣欧少年使節の正使としてローマ法王に謁見した伊東満所(マンシヨ)没後400年という節目の年に当たります。駐日サンマリノ共和国大使による記念講演会や、歌とバージナル演奏会、市民手づくりのマンシヨ市民創作劇の上演、西都市教育文化祭と合同での小中学生による美術コンクールと写真展、西都市歴史民俗資料館での企画展などを予定しております。

また、一般市民向けのパンフレット作成や、平成遣欧少年使節ゆか

りの地海外派遣事業でイタリアなどに派遣された中学生の感想文集を作成予定です。そのほかの関連事業として、市内各小中学校でマンシヨを語る学習会の実施、市民と協働して県内のマンシヨゆかりの地を巡るツアーの開催、ポスターやワッペン、シールなどの作成を予定しています。

そのほか、都於郡城址まつりと合同で式典、古楽器と都於郡小中学生の合唱とのコラボレーション演奏会を都於郡城跡にて実施する予定です。

姉妹都市提携を目指して

長崎県西海市は、天正遣欧少年使節の中浦ジュリアン生誕の地というところで、本市と天正遣欧少年使節ゆかりの地をきっかけとした交流を行っている長崎県の4市1町(大村市・西海市・南島原市・雲仙市・波佐見町)の1つです。市の名称(国内には、頭に「西」と書いて「サイ」と読む市が3市ある。愛媛県西条市、長崎県西海市、本市)や市の木「ヤマモモ」、市の鳥「ウグイス」、そして人口規模、財政状況、さらに畜産も盛んであることなど、本市と類似点が多くあり、両市の

終わりに

私は今後も、市民が「幸せ」を感じることができる西都市にしていきたいと思っています。そのためには

市民とともに「元気な日本のふるさと西都」の実現を目指してまいります。



鬼の窟とコスモス(西都原古墳群)

プロフィール

- ◆ 面積 438・56km
- ◆ 人口 3万3135人
- ◆ 世帯数 1万3868世帯

〔将来都市像〕元気な日本のふるさと西都。

〔特産品〕ピーマン、スイートコーン、ニラ、マンゴー、西都牛、ユズ

〔観光〕西都原古墳群、都於郡城跡、都萬神社、銀鏡神社、宮崎県立考古博物館

〔イベント〕西都原(こ)のはなマラソン大会、西都花祭り、西都古墳まつり、銀鏡神楽、下水流臼太鼓踊、有楽椿まつり、西都市ロードレース大会



西都市長 橋田和実



※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

動き

全国市長会の

5月22日～6月15日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

#1 「民主党地域主権調査会総会(第34回)」に 神谷・安城市長が出席

5月24日、「民主党地域主権調査会総会(第34回)」が開催され、本会から副会長の神谷・安城市長が出席した。
冒頭、海江田民主党地域主権調査会会長から挨拶の後、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成)」及び「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(仮称(骨子)」についてヒアリングが行われた。神谷・安城市長からは、これまでに本会の政策



神谷・安城市長(中央)

推進委員会委員市長及び地方分権改革検討会議委員市長と後藤内閣府副大臣、福田総務大臣政務官との間で行われた意見交換において出された意見として、
(1)これまで基礎自治体に相談することなく、国と府県のみで進めてきたことは極めて遺憾であり、拙速に進めることなく、基礎自治体の意見を十分取り入れて制度設計を行うべき
(2)主に、都道府県を対象とされているが、民主党の地域主権改革の二丁目一番地は基礎自治体であり、基礎自治体の関与や役割が極めて明確でない
(3)大規模災害時等の緊急時において、特定広域連合が十分機能するのか疑問である。また、平時におけるブロック内の事業計画やその実施における利害調整、さらには予算配分等が十分できるのか
(4)特定広域連合の組織では、基礎自治体にとって、三層構造が四層構造になるだけであり、行政の効率化・簡素化につながらないのではないか
(5)原案では、特定広域連合は、単に形式的に市町村の意見を聞くのみであり、基礎自治体の主体的な関与や役割が示されていない
などの拙速な制度化に反対・懸念を表明する意見が大勢を占めた状況を説明するとともに、3月26日には、森会長が後藤内閣府副大臣に面会の上、「国の出先機関改革についての意見」(全国市

長会意見)を提出している旨の発言をした。
さらに、(1)平時の広域連合の防災計画を考えた時、広域連合長の知事が客観的基準によるエリア内の予算配分ができるのか(2)出先機関の管内と県境が一致していない場合があるのでエリアの整理が必要等の発言をした。

「行政部

#2 「地方公務員制度改革について(素案)」に 対する意見を総務大臣に提出

総務省が5月11日に示した「地方公務員制度改革について(素案)」について、5月25日、「地方公務員制度改革について(素案)」に対する意見を総務大臣宛に提出した。意見では、特に、
(1)総論として、「なぜ今、労働協約締結権付与を含む新たな労使関係制度に移行する必要があるのか」等の本会の疑問・意見に答えるものになっていないこと
(2)協議の進め方として、協約締結権を含む地方公務員制度改革は、国と地方の協議の場を開催し、地方の意見を踏まえた十分な協議を行うこと
(3)各論として、勤務条件の決定原則について、「都道府県及び政令市に設置される第三者機関である人事委員会が、民間の給与等の実態を調査・把握する」とされているが、現在の仕組みに代わる説得力のある具体策では

なく、特に①地域住民の納得する地域の民間給与の把握方法、②公民給与比較のあり方及び客観性、③対象事業所及びサンプル数の多寡、④国公準拠の原則との関係等について考え方が全く明らかにされていないこと
(4)消防職員については、唐突に団結権及び協約締結権を付与するとされているが、これは、これまでの議論の経緯を無視するものである。
本会の市区長アンケート調査結果では、約9割の市区長から、地域の安全・安心の点で、消防職員の団結権付与については、課題懸念があるとの回答であり、未だこれらの懸念は払拭できていないこと等から、消防職員に団結権を付与すること等については、十分かつ慎重な検討が必要等としている。

「行政部

#3 「第30次地方制度調査会第13回専門 小委員会」に石垣・新見市長が出席

5月31日、「第30次地方制度調査会第13回専門小委員会」において、地方6団体からの意見聴取が行われ、本会を代表して、石垣・新見市長(行政委員会委員長)が出席した。
石垣・新見市長からは、①基礎自治体に対し、さらなる事務権限の移譲及び事務権限に見合う



石垣・新見市長(中央)

税財源の移譲を強く求めること、②多様な大都市制度の中から適切な制度を選択できるようにすることについて検討すること、③新たな大都市制度を検討する際には、同一都道府県内の他の市町村との関係、財政的な影響等について、十分な検討をされたいこと、④都市圏内における基礎自治体の水平連携、多極分散型の均衡ある国土づくり等について議論を深めていただきたいこと等を発言した。

「行政部



公明党の井上幹事長に要請する正副会長



公明党の山口代表に要請する正副会長



藤村内閣官房長官、長浜内閣官房副長官に要請する正副会長

#4 第82回全国市長会議(通常総会)を開催し、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」など当面する重要課題6件について決議を決定し、正副会長により実行運動

6月6日、第82回全国市長会議(通常総会)をホテルニューオータニにおいて開催。総会運営委員長の原・徳島市長の進行のもと、森会長からのあいさつ、野田内閣総理大臣、大島総務副大臣からの来賓祝辞、自治功労市長表彰、新市紹介が行われた。

その後、議事に入り、森会長が議長となり、



民主党の與石幹事長、前原政策調査会長、逢坂総括副幹事長に要請する正副会長

諸報告について了承した後、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」「東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策等に関する決議」「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」「真の分権型社会の実現を求める決議」「国の出先機関改革に関する決議」「社会保障制度の充実強化に関する決議」の6件の決議を決定した。

また、役員改選を行い、新たな副会長に渡辺・

調査会長、田野瀬幹事長代行、公明党の山口代表、井上幹事長にそれぞれ面談のうえ要請した。

#5 「アクション・プラン」推進委員会(第9回)に岡崎・高知市長が出席

6月8日、「アクション・プラン」推進委員会(第9回)が開催され、本会を代表して、副会長の岡崎・高知市長が出席した。

同委員会では、国の出先機関改革に関する「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」、及び国の出先機関の事務等の移譲を受ける特定広域連合に対する「市町村の意見反映の仕組み(案)」が示された。

岡崎・高知市長からは、①6月6日の全国市長会議において「国の出先機関改革に関する決議」を行ったこと、②特定広域連合の話について、これまで市町村と協議相談はなく、意見交換の機会がなかったという強い意見が多くあったこと、③特定広域連合が担う仕事については、住民に関係するものが多くあるので市町村の意見をいかに反映していくかが重要であること、④協議の場を設けることが示されたが、どこまで市町村の意見が担保されるのか多くの市長が疑問に思っており、法律において明確にすべきではないか、⑤連携をしないとうまくいかないの

で、特定広域連合の委員会の中に、市町村の代



自由民主党の谷垣総裁、大島副総裁、塩谷総務会長、茂木政務調査会長、田野瀬幹事長代行に要請する正副会長

岩見沢市長、井口・岩沼市長、東村・福井市長、須田・新座市長、鈴木・富士市長、橋本・城陽市長、石垣・新見市長、岡崎・高知市長、黒木・日向市長を選出した。

会議終了後、正副会長は決定した6件の決議の実現方について、藤村内閣官房長官、齋藤内閣官房副長官、長浜内閣官房副長官、竹歳内閣官房副長官、民主党の與石幹事長、前原政策調査会長、逢坂総括副幹事長、自由民主党の谷垣総裁、大島副総裁、塩谷総務会長、茂木政務調



岡崎・高知市長(左から2人目)

表を入れるべきであるという意見があること、⑥慎重に審議をすべきであり、拙速に進めないこと、⑦全国市長会で早急に意見を取りまとめ提出したいこと等を発言した。

川端地域主権推進担当大臣からは、法案等の取扱いについて一任の要請とともに、法案等について与党との協議に入りたいとの発言があった。

〔行政部〕